



第5次練馬区男女共同参画計画

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画
女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」



令和2年(2020年)3月

練馬区

策定にあたって

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とする「第5次練馬区男女共同参画計画」を策定しました。本計画の一部は「第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」および「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」としても位置づけ、総合的に推進していきます。

計画策定にあたり実施した意識調査等では、性別による役割への固定観念、性別などに起因する暴力、社会慣行、政策等への参画など、未だに男女平等が実現しているとは言えない状況です。

差別的な言動の根絶、多様な性への理解と配慮、2万人を超えた外国人と日本人との相互理解の促進など、さまざまな考え方や生き方を認め合う地域づくりが求められており、本計画は第4次計画を継承するとともに取組を充実しました。

本計画は、「誰もが、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、人と人との違いを認め合い、暮らし、仕事、地域における多様な活動への参画や自らの希望に沿った生き方を選択できる『すべての人が輝くまち』」を基本理念に掲げています。4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組んでいきます。

本計画に基づき、区政のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる取組を推進していきます。推進にあたっては、行政による取組だけでなく、区民、事業者、地域団体、関係機関が連携するとともに協働して取り組んでいくことが重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にご尽力いただきました練馬区男女共同参画推進懇談会の委員の方々をはじめ、ご意見を賜りました区議会および区民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

練馬区長 前川 耀男



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 基本理念	2
2 計画期間	2
3 計画の目標	2
4 計画の位置づけ	3
5 体系図	4
第2章 計画の施策と取組	7
■ 目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成	8
施策1 人権尊重と男女平等の推進	10
■ 目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止	14
施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	16
施策2 女性への暴力やハラスメントの防止	17
■ 目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	20
施策1 家庭生活における男女の協働	23
施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と職場における女性活躍の推進	24
施策3 女性の就労、再就職、能力開発への支援	25
施策4 政策等・方針決定過程における男女共同参画	25
■ 目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現	26
施策1 女性の健康への支援	28
施策2 男女共同参画の視点に立った防災対策	29
□ 用語解説	32
□ 主な事業一覧	34

第3章 計画の進め方 39

- 施策の推進 40
- 男女共同参画センター 42

資料 45

- 1 練馬区の現在の状況 46
- 2 目標別の調査結果(抜粋) 48
- 3 男女共同参画に関する行政関係年表 60
- 4 策定の経過 63
- 5 関係法令等(抜粋) 67



- | | |
|-----------------------------|----|
| コラム1 もっと知ってほしい、男女共同参画 | 12 |
| コラム2 問題になっています、さまざまなハラスメント | 19 |
| コラム3 知っていますか、若年層に広がっている暴力被害 | 19 |
| コラム4 女性も男性も働きやすい職場へ | 22 |
| コラム5 父母が一緒に取り組もう、妊娠・出産・子育て | 30 |
| コラム6 生き生きと輝くために、まずは健康 | 31 |
| コラム7 災害対策に女性の視点を | 31 |



第1章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。(男女共同参画社会基本法から)

区は、男女共同参画社会実現のために、誰もが、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、人と人との違いを認め合い、暮らし、仕事、地域における多様な活動への参画や自らの希望に沿った生き方を選択できる **「すべての人が輝くまち」** を目指します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

3 計画の目標

本計画は、男女共同参画社会実現のために、「すべての人が輝くまち」を目指して、4つの目標を設定しています。また、各目標の施策において特に積極的に取り組む項目を「重点」としています。

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

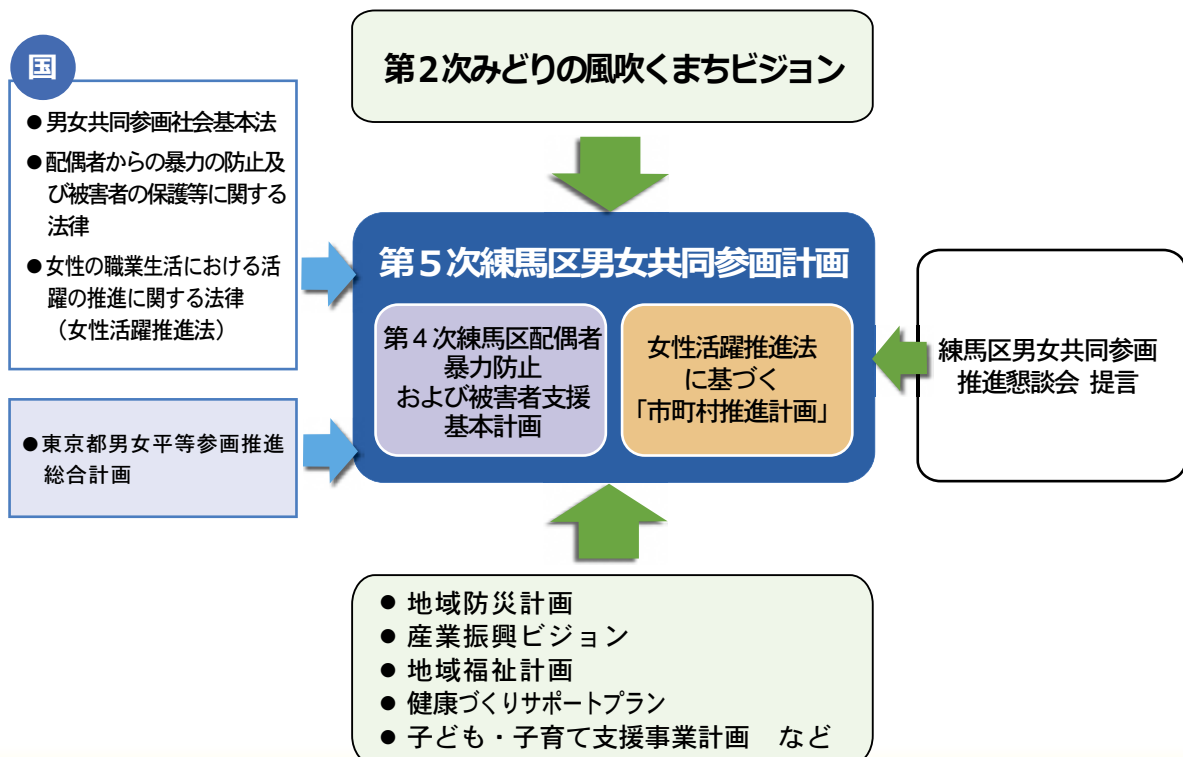
目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

4 計画の位置づけ

- 本計画は、区政運営の方向性を示す「第2次みどりの風吹くまちビジョン(平成31年3月策定)」に基づき、男女共同参画を推進するための計画として位置づけられます。
- 「第4次練馬区男女共同参画計画(平成28年度～平成31年度)」を引き継ぎ、区のその他の各分野における個別計画との整合を図り策定したものです。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 計画の目標Ⅱの施策1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」として位置づけられます。
- 計画の目標Ⅲは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当するものです。また、本計画の策定にあたっては、「東京都男女平等参画推進総合計画」を勘案して策定しています。
- 平成31年3月に練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第5次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言」を尊重して策定しています。



5 体系図

目標	施策	取組(★重点取組)
I 人権の尊重と 男女平等意識 の形成	1 人権尊重と 男女平等の推進	(1) 多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化 ★ (2) 男女平等意識を高めるための情報発信と啓発事業の強化 (3) 家庭における男女平等の推進 (4) 教育の場における男女平等の推進 (5) 地域における男女平等の推進

第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画		
II 配偶者等暴力被害者への支援と 性暴力やハラスメントの防止	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	(1) 被害者への支援 ★ (2) 配偶者等暴力の防止に関する啓発 (3) 相談員の育成
	2 女性への暴力やハラスメントの防止	(1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止 (3) 若年層への暴力の防止に関する啓発

目標	施策	取組(★重点取組)
<p style="text-align: center;">Ⅲ</p> <p style="text-align: center;">家庭・職場での 男女共同参画 と ワーク・ライフ・ バランスの推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 女性活躍推進法 に基づく 「市町村推進計画」 </div>	<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">家庭生活における 男女の協働</p>	<p>(1) 男性への啓発 ★</p> <p>(2) 子育てに関する支援</p> <p>(3) 介護に関する支援</p> <p>(4) 若年女性への支援</p>
	<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)と 職場における 女性活躍の推進</p>	<p>(1) 区内事業者への啓発 ★</p> <p>(2) 男性の意識改革、働き方改革に 関する啓発 ★</p> <p>(3) 女性活躍推進に関する情報提供</p>
	<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">女性の就労、再就職、 能力開発への支援</p>	<p>(1) 就労、起業に関する支援</p> <p>(2) 再就職に関する支援</p>
	<p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">政策等・方針決定 過程における 男女共同参画</p>	<p>(1) 区の審議会等委員への女性の 積極的な参画</p> <p>(2) 女性への啓発</p>
<p style="text-align: center;">Ⅳ</p> <p style="text-align: center;">女性の健康と安心 を支える 暮らしの実現</p>	<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">女性の健康 への支援</p>	<p>(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに 関する啓発</p> <p>(2) 妊娠・出産等に関する支援</p> <p>(3) ころとからだの健康づくりに関する 支援</p>
	<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">男女共同参画の 視点に立った防災対策</p>	<p>(1) 女性防災リーダーの育成 ★</p> <p>(2) 男女共同参画の視点に立った 災害対策</p>

第2章 計画の施策と取組



目標 I

人権の尊重と男女平等意識の形成

● 練馬区の現状と課題

現 状

- 区の調査では、人権問題について関心の高かったものは、「障害者」(59.7%)を筆頭に「女性(男女共同参画)」「子ども」「個人情報の流出やプライバシー侵害」「インターネットによる人権侵害」「高齢者」「犯罪被害者やその家族」「LGBT[※]等の性自認・性的指向の問題」と多岐にわたっています。
- 男女平等について考えをきいたところ、社会全体では74.6%が「男性のほうが優遇されている」と回答し、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識については、「そう思う」「ややそう思う」を合わせて28.7%となっています。
- 区は、男女共同参画の理解を深めてもらうよう、さまざまな男女共同参画事業を行っていますが、認知度が最も高かったのが「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」の17.5%でした。「ひとつもない」と答えた人は62.6%と、周知が十分には行き届いていない状況です。

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

課 題

- 性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観などの多様な生き方に関する差別や偏見を排除し、互いに認め合い、配慮することが重要です。
- 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消していくためには、家庭や教育の場において幼少期からの学習、世代を超えた男女平等意識の形成が重要です。
- 人権、男女共同参画への理解促進のため、情報発信および学習機会のさらなる充実を図ることが必要です。

※は、P32～33の用語解説参照

● 課題解決の方向性

- 一人ひとりの人権が尊重され、能力と個性を活かし、すべての人が輝くことができるまち、多様な生き方を認め合う社会を目指します。
- 区の男女共同参画事業推進の拠点である男女共同参画センターを中心に、講座等各種事業、相談事業、図書・資料室の利用促進、情報発信機能などのさらなる充実を図ります。
- 幼少期からの家庭や教育・学習の場において、男女平等意識を形成するための教育や研修、情報発信などを行います。
- 地域団体や民生・児童委員などの地域活動の場における男女平等の理解を深めるため、情報提供を実施します。
- 「高齢者」「障害者」「ひとり親家庭」「子ども」の各分野に関する区の施策は、個別計画である「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等において取り組みます。

● 指標と目標

指 標	平成30年度 現況	目 標
人権を意識して生活している人の割合	71.6%	75%
社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる人の割合	男性67.6% 女性79.9%	減少
区の男女共同参画事業の認知度	32.9%	50%

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

● 施策と取組

施策1 人権尊重と男女平等の推進

取組(1) 多様な性・多様な生き方を認める意識の形成と啓発事業の強化

重点

- ① 多様な性・多様な生き方を認め合い、ヘイトスピーチ等の差別的言動の解消に向けた意識の形成のため、講座やパネル展等を実施します。
- ② 性自認や性的指向に関する悩みを抱える人を対象とした相談を実施します。
- ③ 初級日本語講座やこども日本語教室を実施します。また、区民ボランティアによる日本語教室の活動を支援します。
- ④ 外国人が日常生活で困っていることを相談できる窓口を設置します。4か国語による相談やさまざまな情報提供を実施します。
- ⑤ 互いの文化や習慣の違いを理解し合えるよう、多言語表記の充実などに取り組み、外国人と日本人との相互理解を促進します。
- ⑥ 多様な性のあり方や男女共同参画の視点に立ち、より適切な表現をわかりやすくまとめたガイドラインを作成します。区や区内の団体がポスター等を作成する際に活用できるよう、区ホームページ等で広く周知を行います。【新規】

取組(2) 男女平等意識を高めるための情報発信と啓発事業の強化

- ① 男女共同参画情報紙「MOVE」の内容を充実するとともに、配布先を拡充します。
- ② 男女共同参画応援サイトの充実やツイッター、SNS等さまざまな媒体の活用、「女性手帳」の発行など情報発信を拡充します。
- ③ 「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」、「男女共同参画センターえーるフェスティバル」などの啓発事業を実施します。
- ④ メディア・リテラシー^{*}、情報モラルを身につけるための講座や啓発事業を実施します。

^{*}は、P32～33の用語解説参照

取組(3) 家庭における男女平等の推進

- 1 男性が、家事や育児のノウハウを学びながら、家事等を家族がともに行うことについて考える場として「お父さんの子育て講座」などを実施します。
- 2 「パパと子どものキッチンワーク」など家族で参加する講座の実施や町会で情報紙を回覧してもらうことにより、家庭への啓発に努めます。また、PTAを通じた保護者への情報発信について検討します。

取組(4) 教育の場における男女平等の推進

- 1 保育所・幼稚園、小学校、中学校においてそれぞれの発達段階に応じて、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、人権の尊重および男女平等に配慮した教育・保育を実施します。また、教職員向けにも人権・男女平等意識研修を実施します。
- 2 区立学校において、男女混合名簿の作成を前向きに検討し、男女平等教育を推進します。【新規】
また、標準服の選択肢拡大や「だれでもトイレ」の設置など、児童生徒の状況に応じた環境整備に努めます。
- 3 区内の高等学校・大学へ男女共同参画情報紙「MOVE」を配布するなど情報発信を実施するとともに、インターンシップ制度の活用などを通して男女平等を推進します。
- 4 NPO等による区立学校への出前講座なども活用して性に関する知識の普及・啓発を図ります。

取組(5) 地域における男女平等の推進

- 1 男女共同参画について区民が啓発の担い手となるよう、区民自身が企画する男女共同参画の講座を実施します。
- 2 地域団体や民生・児童委員等へ男女共同参画情報紙「MOVE」を配布するなど、地域活動の場における男女平等意識の醸成に取り組みます。

コラム 1

もっと知ってほしい、男女共同参画

「家事・育児は女性ばかり、男性もっと参加してほしい。」区が平成30年度に行った調査では、「家庭生活において男性の方が優遇」と考える人は45.3%でした。男性優遇の考えは、職場においては71.3%、社会全体としては74.6%にもなります。

どうすれば男女が平等と思えるようになるのか、課題は何なのか、そもそも男女共同参画って何だろう？

男女共同参画の課題と、その解決について、区民一人ひとりが考えることが大切です。考える機会として、区は、男女共同参画情報紙「MOVE」をはじめ、さまざまな情報発信を行っています。

男女共同参画情報紙「MOVE」

「MOVE」には「動く」、「行動する」、「感動する」という意味が込められています。男女共同参画についてわかりやすく掲載しています。



男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画社会について考える場として、毎年秋に開催しています。テーマは、女性の生き方や、仕事と子育て、ハラスメントなどです。



令和元年

「どの人もどの人も自分らしく～感謝と喜びを渡す生き方働き方」をテーマに講演する
廣江まさみ氏

女性手帳 ～男女共同参画社会を目指して～

毎年、女性手帳を発行しています。「スケジュールカレンダー」とともに、女性の健康、さまざまな暴力の防止、ワーク・ライフ・バランス、仕事、子育て、ひとり親家庭、介護、防災などの情報を載せています。



目標Ⅱ

配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

● 練馬区の現状と課題

現 状

- 区では、平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等暴力被害者の支援を行っています。区の調査では、「配偶者暴力被害の相談窓口を知っている」と回答した人は34.7%です。また、「配偶者暴力被害を受けたことがある」と回答した人のうち、42.7%がどこにも相談しなかった(できなかった)と回答しています。
- ストーカー行為、性犯罪、ハラスメント[※]等の暴力は被害者の平穏な暮らしを害する行為です。国の調査では、特定の相手からのつきまとい被害経験がある人は7.9%、無理やり性交等をされた被害経験がある人は4.9%でした。また、区の調査では、28.1%の人がハラスメントを受けたことがあると答えています。いずれも、女性の被害の回答数が多くなっています。

出典：平成29年度男女間における暴力に関する調査(内閣府)

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

- インターネットを利用した新たな形態の暴力や、子どもの性を標的にした形態の営業など、若年層が性的な被害に遭う問題は深刻な状況です。

課 題

- 被害者が暴力から逃れ、自分らしさを取り戻せるようになるには、安全の確保や心のケア、経済的な自立など多くの支援が求められています。
- 配偶者等暴力は、家庭内など人の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向があります。暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡したり、被害を受けた人が迷わず相談できるよう、配偶者等暴力被害防止の啓発や相談窓口を周知することが重要です。

※は、P32～33の用語解説参照

- 支援者の不注意による情報漏洩や関係機関との連携不足により、被害者が二次被害を受けることのないよう、情報管理の徹底が必要です。
- ストーカー行為、性暴力、ハラスメント等を未然に防止するためには、それぞれが人権を侵害する許されない行為であるという認識を高める必要があります。
- 若年層が、さまざまな情報に惑わされ、被害に巻き込まれないためには、正しい情報の提供や身近な大人に相談できる体制づくりが必要です。

● 課題解決の方向性

- 被害者の状況や実情に応じて、適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係機関と連携した取組を進めます。また、区職員への研修や情報管理を徹底します。
- 配偶者等暴力に対する相談窓口の周知を行うとともに、暴力は人権侵害であるという意識の啓発に取り組みます。
- 女性への暴力やハラスメント等の防止に対する啓発、相談窓口の案内、若年層に向けた被害防止のための情報提供を実施します。

『練馬区配偶者暴力相談支援センター』とは、施設名ではなく機能の総称です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、人権・男女共同参画課、総合福祉事務所4所を中心に練馬区配偶者暴力相談支援センターとして、関係部署が連携して被害者支援を行っています。

主な業務は、相談、カウンセリング、一時保護、自立支援促進援助、保護命令制度援助、住居施設援助、通報受付、周知啓発などです。

● 指標と目標

指 標	平成30年度 現況	目 標
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度	34.7%	50%
ハラスメントを受けた経験がある人の割合	28.1%	減少

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

● 施策と取組

第4次練馬区配偶者暴力防止および
被害者支援基本計画

施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

取組(1) 被害者への支援

重点

- 1 配偶者等暴力に関する相談窓口の情報提供や被害者一人ひとりの状況に合った相談による支援を実施します。
- 2 被害者の安全確保や心のケア(DV専門相談)、自立に向けた各種制度の紹介など関連部署と連携した支援を進めます。
- 3 被害者の安全で安心した暮らしに向けて、国等が行う加害者更生に関する情報収集を行い、取組を研究します。

取組(2) 配偶者等暴力の防止に関する啓発

- 1 配偶者等暴力を許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発や配偶者等暴力のある家庭における子どもへの影響について、子育て相談などの機会に情報提供を実施します。
- 2 配偶者等暴力被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所・幼稚園、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して取り組みます。

取組(3) 相談員の育成

- 1 相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、国や東京都等が行う専門研修の積極的な受講を促します。
- 2 区職員による二次被害を防止するため、研修等への参加を促進するとともに情報管理の徹底を図ります。

施策2 女性への暴力やハラスメントの防止

取組(1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発

- 1 被害者への適切な対応が行えるよう、対応の方法や手順を職員向けの手引きへ掲載するなど、区職員の意識啓発を強化します。
- 2 区民向け講座や啓発紙の発行など、ストーカー、性暴力等の暴力の防止に向けた啓発を実施します。
- 3 被害者一人ひとりに寄り添い、専門の支援機関等に関する情報提供や状況に応じて同行支援を実施します。

取組(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止

- 1 区民や事業所等に向けて、ハラスメントについての理解の促進と防止に関する講座、情報紙の配布などを実施します。
- 2 相談内容に応じて窓口を案内するとともに、情報提供を実施します。
- 3 男性の相談者も利用しやすくなるよう、男性相談員の配置、相談窓口の設置などを検討します。【新規】



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸
©練馬区



携帯用DV啓発カード

取組(3) 若年層への暴力の防止に関する啓発

- 1 若年層に向けたデートDV[※]に関する啓発リーフレットの作成・配布などにより、被害の未然防止のための啓発を実施します。【新規】
- 2 若年層が被害に遭いやすいJKビジネス[※]やSNSを使ったリベンジポルノ[※]等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。
- 3 学校にいるさまざまな立場の者が、子どもに寄り添い相談を受けることができる体制を構築します。
- 4 NPO等による区立学校への出前講座なども活用して性に関する知識の普及・啓発を図ります。(再掲)



※は、P32～33の用語解説参照

コラム 2

問題になっています、さまざまなハラスメント

ハラスメントの種類は多様であり、職場などさまざまな場面で、相手を不快にさせ尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。職場においては従業員の働く意欲が低下し、職場環境が悪くなることもあります。

ハラスメントに対する受け止め方には個人差がありますが、性別による固定的な役割分担意識からくる言動や「結婚はまだなの」「子どもはできないの」という個人の価値観を押しつけることが、相手に心理的な負担を与え、ハラスメントの加害者になってしまう可能性もあります。

それぞれの人が、互いの人格や価値観を尊重し、自らの言動に注意するとともに、上司、管理職の立場の人は職場内でのハラスメントになり得る言動について配慮することが大切です。

コラム 3

知っていますが、若年層に広がっている暴力被害

デートDV、リベンジポルノ、デートレイプドラッグ、JKビジネス、AV出演強要、コミュニティサイト利用による被害・・・*

若い人たちの間では、付き合っている相手に嫌われたくない、友人に誘われ「ノリ」が悪いと思われたくない、みんなやっているからなどの気持ちから断り切れず、被害に遭ってしまうことが起こっています。

インターネットによる新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態も多様化してきています。



十文字学園女子大学の学生の皆さんが作成したデートDV啓発のパネル展示（男女共同参画センターの「女性に対する暴力防止啓発事業」）

*は、P32～33の用語解説参照

目標Ⅲ

家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」

● 練馬区の現状と課題

現 状

- 練馬区は、周辺自治体と比べ子育て世帯が多く、共働き世帯が全世帯の5割を超えています。区の調査では、家庭生活において男女平等であると考える人は24.6%であり、1週間に充てる家事等の平均時間は、女性30.4時間に対し、男性は9.3時間でした。
- 女性の仕事との関わり方について、5割近い人が「子育ての時期だけ一時仕事をやめて、その後はまた仕事を持つ」と答えています。
- 女性の非正規雇用率は57.0%となっています。また、女性が長く働き続けることや、職場で女性が活躍することを困難にしている理由として、「育児や介護、家事」が8割を超えています。
- 練馬区内の事業者の約8割は従業員10人未満の小規模事業者です。また、区の調査では、ワーク・ライフ・バランスの意味を認知している事業者は34.5%、女性の採用拡大や積極的配置の取組を実施している事業者は21.1%となっています。

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

- 平成30年度末の練馬区の審議会等の女性委員の構成比は38.6%でした。

出典：平成30年度審議会等の女性の任用状況調査

課題

- 働きながら個人の時間を持ち、豊かな生活を送るようになるため、家庭での男女の協働とワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ働き続けるためには、子育て支援および介護支援の充実を図ることが必要です。
- 働き方改革関連法による労働基準法等の関係法律の改正により、小規模事業者も含む全事業者に、長時間労働の削減や育児・介護休業制度の普及などの環境整備が求められています。
- 女性の活躍を支援するため、スキルアップの講座や就労促進のための相談などが必要です。
- 区の政策等の決定の場面で、多様な視点や考え方を反映させるためには、性差にかかわらず審議・決定に参画することが必要です。

● 課題解決の方向性

- 男性が、家庭で家事・育児・介護を積極的に行えるよう、男性への啓発を図ります。
- 小規模事業者に適したワーク・ライフ・バランスに関する取組の成功事例の紹介など、事業者への情報発信に取り組みます。
- 女性活躍推進法の周知に努めるとともに、女性が働きやすい環境整備に取り組むよう、区内事業者への啓発に取り組みます。
- 女性の就労、起業や再就職を支援するため、年代やライフステージに合わせた講座や相談会を実施します。
- 区の審議会等委員のうち、公募委員の構成比は女性が48.6%とほぼ5割を占めていますが、団体推薦委員なども合わせた全体は38.6%です。全体の割合が男女同数となるよう、女性の参画をさらに進めます。

● 指標と目標

指 標	平成30年度 現況	目 標
家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間(1週間)(*1)	9.3時間	12時間
職場の育児・介護支援制度を利用したことがある人の割合(*1)	44.5%	50%
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況(*1)	59.6%	75%
区の審議会等の女性委員の比率(*2)	38.6%	50%

出典(*1)：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査
 出典(*2)：平成30年度審議会等の女性の任用状況調査

コラム 4

女性も男性も働きやすい職場へ

長時間労働がなく、育児・介護休暇も取りやすく、女性が活躍できる、そんな女性も男性も働きやすい職場環境づくりには、事業者の理解が欠かせません。そのため、区内事業者に向けた講座や情報発信、各種相談を実施していきます。

ワーク・ライフ・バランスセミナー

事業者や区民を対象とした「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を毎年開催しています。このセミナーは、「働き方」「健康」の両面からワーク・ライフ・バランスについて考えています。



令和元年 「仕事と生活の調和を実現する」+「わかる！健康な職場のつくり方」

● 施策と取組

施策1 家庭生活における男女の協働

取組(1) 男性への啓発

重点

- 1 男性が、家事や育児のノウハウを学びながら、家事等を家族がともに行うことについて考える場として「お父さんの子育て講座」などを実施します。(再掲)

取組(2) 子育てに関する支援

- 1 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートや個々の家庭のニーズに応じて選べるサービスに取り組んでいます。保育施設の整備や区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」、すべての小学生を対象にした放課後の居場所「ねりっこクラブ」、児童館など、子育て支援事業に取り組めます。

取組(3) 介護に関する支援

- 1 地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転や増設などを行います。適切な支援や家族の負担軽減など、個々の家庭状況に応じた介護サービスにつなげます。

取組(4) 若年女性への支援

- 1 専業主婦や家事手伝いなど家庭にいる女性は、自宅に引きこもっているのかどうかわかりにくい状況にあります。若年女性の居場所づくりや、就労が困難な若者の経済的な自立に向けた「若者自立支援事業」と連携した就労相談などを実施します。

施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と職場における女性活躍の推進

取組(1) 区内事業者への啓発

重点

- 1 事業者向けのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施するとともに、区内産業経済団体等と連携した事業者向けの情報発信を実施します。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの成功事例の紹介やモデルとなる企業認証制度の導入など、区内に多い小規模事業者に適した啓発事業の実施を検討します。【新規】
- 3 女性が働きやすい職場環境の整備と、女性の積極的な登用に向けた取組が進むよう、講座や事例紹介、各種相談などを実施します。
- 4 育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

取組(2) 男性の意識改革、働き方改革に関する啓発

重点

- 1 男性の長時間労働を縮減し、家事や地域活動に携わる時間を増やすため、暮らし、子育てなどをテーマにした講座の実施や育児・介護休業制度の普及に取り組みます。

取組(3) 女性活躍推進に関する情報提供

- 1 働く女性が知っておきたい制度や情報について、啓発紙の配布や講座などを実施します。

施策3 女性の就労、再就職、能力開発への支援

取組(1) 就労、起業に関する支援

- 1 「働く女性のためのスキルアップ講座」、「パソコン講座」などのほか、東京都やハローワークとの共催で「子育て中の女性向け就労支援講座」、「就職面接会」などを実施します。
- 2 起業を希望する女性を対象に、「起業家セミナー」などノウハウに関する講座や相談の機会を提供します。

取組(2) 再就職に関する支援

- 1 子育て・介護等により離職した女性に向けて、関係機関と連携し、子育て中やシニアなどの世代に応じた再就職支援講座を実施します。また、女性の就業者が多い看護師・保育士等の就職相談会や各種相談を実施します。

施策4 政策等・方針決定過程における男女共同参画

取組(1) 区の審議会等委員への女性の積極的な参画

- 1 法令等で資格要件が定められている場合を除き、構成員の男女構成比の均衡を図るよう、取り組みます。

取組(2) 女性への啓発

- 1 区ホームページ男女共同参画応援コーナーに各種委員の区民公募を掲載し、女性が積極的に応募するよう意識啓発を図るとともに、応募しやすい条件を整備します。

目標Ⅳ

女性の健康と安心を支える暮らしの実現

● 練馬区の現状と課題

現 状

- 区の調査では、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ[※]（「性と生殖」に関する健康と権利）を守るために必要な支援として、「妊娠・出産・育児を地域で安心して行えるような支援」（58.6%）等が多くあげられました。

出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査

- 国立がん研究センターによると、女性の乳がんの5年生存率は、平成18年以降90%を超えるとされています。また、女性が区の介護保険制度の要介護認定を申請した理由としては、「骨折・転倒」が最も多くなっています。

出典：平成29年度練馬区高齢者基礎調査

- 避難拠点運営連絡会等の区民防災組織の防災リーダーは、男性が多く活躍しています。

課 題

- 妊娠・出産について、リプロダクティブ・ヘルス&ライツへの理解の促進と、関係機関相互が連携した切れ目のない相談体制や近年増加している外国人保護者も安心して子育てできる環境整備が必要です。
- 早期発見が有効とされる乳がんや転倒骨折への対策とともに、仕事や子育て等で忙しい人でも気軽に健康診査を受診できる環境整備が必要です。
- 男女共同参画の視点に立ち、性別はもちろん、年齢、国籍などにかかわらず、すべての人に配慮した防災対策が重要です。

[※]は、P32～33の用語解説参照

● 課題解決の方向性

- 女性が、自らの健康と権利を守って心身ともに豊かに生きていくため、妊娠や出産など女性の健康について自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進を図ります。
- 妊娠・出産期の母子の健康支援から、父母がともに行う子育てへの支援、外国人保護者への配慮、健康診査等の予防対策、こころの健康相談など、「健康づくりサポートプラン」等に基づき、総合的な健康推進に取り組みます。
- 女性の視点やニーズを防災体制づくりに活かす女性防災リーダー育成講座や講演会を通して、性別や年齢、障害の有無、国籍などに配慮した防災体制の構築を進めます。

● 指標と目標

指 標	平成30年度 現況	目 標
30歳代健診の受診率	7.6%	20%*
女性防災リーダー育成講座・講演会を受講した人(累計)	368人	668人

* 「健康づくりサポートプラン」における令和5年度目標

● 施策と取組

施策1 女性の健康への支援

取組(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発

- 1 女性が自己の考えにより妊娠・出産を決め、性感染症予防等の健康管理も行えるよう、講座の実施や「女性手帳」、啓発紙を活用して、普及・啓発を実施します。
- 2 NPO等による区立学校への出前講座なども活用して性に関する知識の普及・啓発を図ります。(再掲)

取組(2) 妊娠・出産等に関する支援

- 1 妊娠・出産期の母子の健康を支援するため、妊娠・子育て相談員による面談および支援、助産師のいる施設における母子ショートステイや母子デイケア、助産師による早期訪問などの産後ケア事業を実施します。
- 2 「母子健康電子システム」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するとともに、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。【新規】
- 3 父母がともに子育てを行うよう、父親向け育児応援動画「赤ちゃんが来る！！もうすぐパパになるあなたへ」の配信や「パパとママの準備教室」など、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。
- 4 妊娠・子育て中の外国人保護者の相談の場に、多言語翻訳ソフトを導入し、出産・育児の不安を解消します。【新規】

取組(3) 心とからだの健康づくりに関する支援

- 1 子育て中の保護者が受診しやすいよう、保育付き健康診査の実施など健診(検診)環境を充実します。
- 2 女性に多い乳がん対策として「乳がん出張講座」やパネル展を実施します。
- 3 がん患者のQOL(生活の質)の向上と、より良い療養生活のため、外見の変化等に対応する支援を検討します。【新規】
- 4 高齢の女性に多い転倒骨折等の原因となる骨粗しょう症の検診と予防教室を実施します。【新規】
また、「ねりま ゆる×らく体操」をはじめとした各種体操の講習会やスポーツ参加の推進などにより健康づくりに取り組みます。
- 5 十分な休養と質の良い睡眠のとり方に関する講演会などを開催し、その重要性を啓発していきます。また、ストレスチェック^{*}や対処法についても、区ホームページ等で情報発信を実施します。
- 6 保健相談所では、精神保健相談(こころの健康相談)を実施するとともに、国や東京都が実施する相談事業の周知に努めます。男女共同参画センターや区民相談所の「心の相談窓口」では、相談者の状況に応じて、保健相談所等と連携して取り組みます。

施策2 男女共同参画の視点に立った防災対策

取組(1) 女性防災リーダーの育成

重点

- 1 女性の視点を多様な避難者に配慮した防災体制づくりに活かせるよう、女性防災リーダー育成講座や講演会を防災学習センターおよび男女共同参画センターで実施します。

取組(2) 男女共同参画の視点に立った災害対策

- 1 区民防災組織への女性の参画促進や女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、LGBT等に配慮した避難拠点運営に取り組みます。

^{*}は、P32～33の用語解説参照

コラム 5

父母と一緒に取組もう、妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育てにより、女性は心身ともに負担がかかり、産後うつなどが懸念されます。父母と一緒に取り組むことで、共に生き生きと生活でき、男女平等と感じられる家庭生活を送ることができます。そして、子どもの中にも男女平等意識が形成されると考えます。男女平等の考えが自然に次世代へ受け継がれていく、そんな社会を目指していきます。

これからお父さんになる人へ

練馬区独自で制作した、父親向け育児応援動画「赤ちゃんが来る！！もうすぐパパになるあなたへ」の配信や、「父親ハンドブック」を配布しています。



「パパとママの準備教室」

赤ちゃんのお風呂の入れ方（沐浴）実習および実技、妊婦体験、グループワーク、ビデオ上映などを行います。

父と子の料理教室

お父さんと子どもで楽しく料理を作り、一緒に食べます。食事をしながら、食事の大切さ、家庭での男性の家事参加、子どものお手伝いについて話し合います。



平成30年「お父さんとつくるハレの日ごはん」

コラム 6

生き生きと輝くために、まずは健康

一人ひとりの人権が尊重され、能力と個性を活かし、すべての人が輝ける、そのためにはまず健康であることが大切です。大人になるとなかなか運動する機会がありません。練馬区で創作した楽しく簡単にできる体操で、自分の健康を守りましょう。



練馬区健康いきいき体操



ねりま お口すっきり体操



ねりま ゆる×らく体操

コラム 7

災害対策に女性の視点を

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめとして数々の自然災害を経て、長引く避難生活の経験から女性の視点に立った災害対策が進められてきました。災害時に女性のためにできる自助・共助活動を地域に広める女性防災リーダーは大切です。



平成30年「大災害のリアルと防災意識の再チェック」

□ 用語解説

用語	頁	解説
LGBT	P8	LGBTは代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。身体の性と心の性（性自認ともいい、自分自身の性別をどのように認識しているか）が一致しない人、性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念）が同性や両性（男女）に向かう人など、社会的に少数派となる人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。また、LGBTの枠に当てはまらない性的マイノリティの人もいます。
Lesbian（レズビアン）		女性同性愛者
Gay（ゲイ）		男性同性愛者
Bisexual（バイセクシュアル）		両性愛者
Transgender（トランスジェンダー）		身体の性と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人
性同一性障害		医療機関を受診し、身体の性と心の性が一致しないと診断された場合の疾患名を指します。
メディア・リテラシー	P10	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。
ハラスメント	P14	「嫌がらせ、いじめ」を意味し、さまざまな場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動をいいます。
セクシュアル・ハラスメント		性的な言動により、個人の生活の環境を害することまたは不利益を与えることをいいます。
パワー・ハラスメント		職場において、職務上の地位や人間関係の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させることを指すのが一般的ですが、職場以外の人間関係においてパワー・ハラスメントと認定されるケースも増えており、職場の中だけの問題とはいえなくなっています。
マタニティ・ハラスメント		妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格等の不利益な取扱いを行うことをいいます。
パタニティ・ハラスメント		育児のための休暇や時短勤務を申し出る男性に対する嫌がらせ行為をいいます。

用語	頁	解説
デートDV	P18	婚姻前の恋人同士など、親密な関係にある相手からの身体、言葉、態度による暴力(気に入らないと暴力を振う、罵倒する、携帯電話をチェックする、家族・友人との付き合いを制限するなど)をいいます。
JKビジネス	P18	女子高校生(JK)などを利用してお金を稼ぐビジネスのことです。お店で話をするだけのアルバイトなどと誘い、健全な営業を装いながら、性的な行為の強要などの被害に遭うことがあります。
リベンジポルノ	P18	元交際相手などが復讐を目的として、交際時に撮影した性的な画像や動画等を本人の承諾なくインターネット上に公開する嫌がらせ行為をいいます。
デートレイプドラッグ	P19	睡眠薬などを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、わいせつな行為をする性的暴行のことをいいます。
AV出演強要	P19	モデルの勧誘やアルバイトの応募の際に、アダルトビデオへの出演があることの説明をせず、契約書を読む時間を与えずに契約させ、本人の意に反して出演を強要するものです。
コミュニティサイト利用による被害	P19	近年、インターネット上の多様なアプリケーションから面識のない相手と簡単に繋がることができるようになってきています。こうした出会いをきっかけに、個人情報を聞き出されたり、誘い出されたりして犯罪に巻き込まれることがあります。
リプロダクティブ・ヘルス & ライツ	P26	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、性と生殖に関する健康やその権利のことをいいます。
ストレスチェック	P29	ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査をいいます。

□ 主な事業一覧

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等意識の形成

施策	取組	事業	主な所管課
1	(1)	① 性や生き方の多様性に関する講座、パネル展	人権・男女共同参画課
		② 性的マイノリティ相談窓口	人権・男女共同参画課
		③ 外国人のための日本語学習の支援	地域振興課
		④ 外国人のための相談窓口の設置	地域振興課
		⑤ さまざまな文化の相互理解の促進	地域振興課
		⑥ 多様な性のあり方や男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインの作成・周知	人権・男女共同参画課
	(2)	① 男女共同参画情報紙の充実、配布先の拡充	人権・男女共同参画課
		② 男女共同参画応援サイトの充実、情報発信の拡充	人権・男女共同参画課
		③ 各種人権・男女共同参画啓発事業	人権・男女共同参画課
		④ メディア・リテラシー、情報モラルに関する啓発	教育指導課 青少年課
	(3)	① 家事や育児に関する講座	人権・男女共同参画課 保健相談所 青少年課
		② 家族で参加する講座など家庭への啓発	人権・男女共同参画課
	(4)	① 人権の尊重および男女平等に配慮した教育・保育、教職員向け人権・男女平等意識研修	教育指導課 保育課
		② 男女混合名簿の作成	教育指導課
		③ 区内高等学校・大学へ男女共同参画情報紙の配布、インターンシップ制度の活用	人権・男女共同参画課
		④ 性に関する知識の普及・啓発	人権・男女共同参画課 教育指導課
	(5)	① 男女共同参画に関する啓発の担い手の養成	人権・男女共同参画課
		② 地域活動の場における男女平等意識の醸成	地域振興課 福祉部管理課 青少年課

目標Ⅱ 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

施策	取組	事業	主な所管課	
1	(1)	① 配偶者等暴力被害に関する相談窓口の情報提供や一人ひとりの状況にあった相談支援	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所	
		② 被害者の安全確保や心のケア（DV専門相談）、自立に向けた支援	人権・男女共同参画課 生活福祉課 総合福祉事務所	
		③ 加害者更生に関する情報収集・研究	人権・男女共同参画課	
	(2)	① 配偶者等暴力の子どもへの影響など情報の提供	人権・男女共同参画課 教育指導課	
		② 配偶者等暴力に関する関係機関との連携	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 練馬子ども家庭支援センター	
	(3)	① 相談員専門研修受講の促進	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所	
		② 区職員に対する研修、情報管理の徹底	人権・男女共同参画課	
	2	(1)	① 被害者に対応する区職員の意識啓発強化	人権・男女共同参画課 人材育成課
			② ストーカー、性暴力等の防止に向けた啓発	人権・男女共同参画課
③ ストーカー、性暴力等被害に関する専門支援機関等の情報提供や状況に応じた同行支援			人権・男女共同参画課 総合福祉事務所	
(2)		① ハラスメントについての理解促進と防止に関する取組	人権・男女共同参画課	
		② 相談内容に応じた窓口に関する情報提供	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所	
		③ 男性を対象とした相談窓口などの検討	人権・男女共同参画課	
(3)		① デートDVに関する啓発リーフレット作成・配布	人権・男女共同参画課	
		② 若年層が被害に遭いやすい暴力に関する啓発	人権・男女共同参画課 教育指導課	
		③ 学校における相談体制の構築	教育指導課	
		④ 性に関する知識の普及・啓発（再掲）	人権・男女共同参画課 教育指導課	

目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

施策	取組	事業	主な所管課
1	(1)	① 家事や育児に関する講座(再掲)	人権・男女共同参画課 保健相談所 青少年課
	(2)	① 保育施設の整備、「練馬こども園」・「ねりっこクラブ」の運営	子育て支援課 こども施策企画課 保育計画調整課
	(3)	① 地域包括支援センターでの介護相談や支援	高齢者支援課
	(4)	① 若年女性の居場所づくり、就労相談	人権・男女共同参画課 青少年課
2	(1)	① 事業者向けワーク・ライフ・バランスに関するセミナー	人権・男女共同参画課 経済課
		② ワーク・ライフ・バランス成功事例の紹介、企業認証制度の検討	人権・男女共同参画課 経済課
		③ 女性活躍推進に関する講座や事例紹介	人権・男女共同参画課
		④ 区内事業者に向けた育児・介護休業制度の普及促進、ハラスメント防止の啓発	人権・男女共同参画課
	(2)	① 男性に向けた育児・介護休業制度の普及促進	人権・男女共同参画課
	(3)	① 働く女性に向けた啓発紙の配布、講座	人権・男女共同参画課
3	(1)	① 働く女性に向けた関係機関と連携した支援	人権・男女共同参画課
		② 起業を希望する女性に向けた講座、相談機会の提供	人権・男女共同参画課
	(2)	① 再就職支援講座、看護師・保育士等の就職相談会	人権・男女共同参画課 医療環境整備課 保育課
4	(1)	① 区の審議会等委員への女性参画の推進	人権・男女共同参画課
	(2)	① 女性が積極的に応募できる各種委員公募の取組	人権・男女共同参画課

目標Ⅳ 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

施策	取組	事業	主な所管課
1	(1)	① リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する講座、普及・啓発の促進	人権・男女共同参画課
		② 性に関する知識の普及・啓発(再掲)	人権・男女共同参画課 教育指導課
	(2)	① 妊娠・子育て相談員による面談および支援	健康推進課 保健相談所
		② 「母子健康電子システム」による支援	健康推進課 保健相談所
		③ 妊婦とそのパートナーに向けた支援	保健相談所
		④ 妊娠・子育て中の外国人相談の場へ多言語翻訳ソフトの導入	健康推進課 保健相談所
	(3)	① 保育付き健康診査など健診(検診)環境の充実	健康推進課
		② 女性に多い乳がん対策に関する講座、パネル展	健康推進課 保健相談所
		③ がん患者のQOL向上と療養生活に関する支援の検討	健康推進課
		④ 骨粗しょう症の検診と予防教室、各種体操講習会、スポーツ参加の推進による健康づくり	スポーツ振興課 健康推進課 保健相談所
		⑤ 睡眠に関する講演会、ストレスチェックに関する情報発信	健康推進課 保健相談所
		⑥ 精神保健相談実施や相談事業の周知、「心の相談窓口」相談体制の充実	広聴広報課 人権・男女共同参画課 保健相談所
2	(1)	① 女性防災リーダー育成講座、講演会	区民防災課 人権・男女共同参画課
	(2)	① 区民防災組織への女性の参画促進、男女共同参画の視点に立った避難拠点運営	区民防災課

第3章 計画の進め方

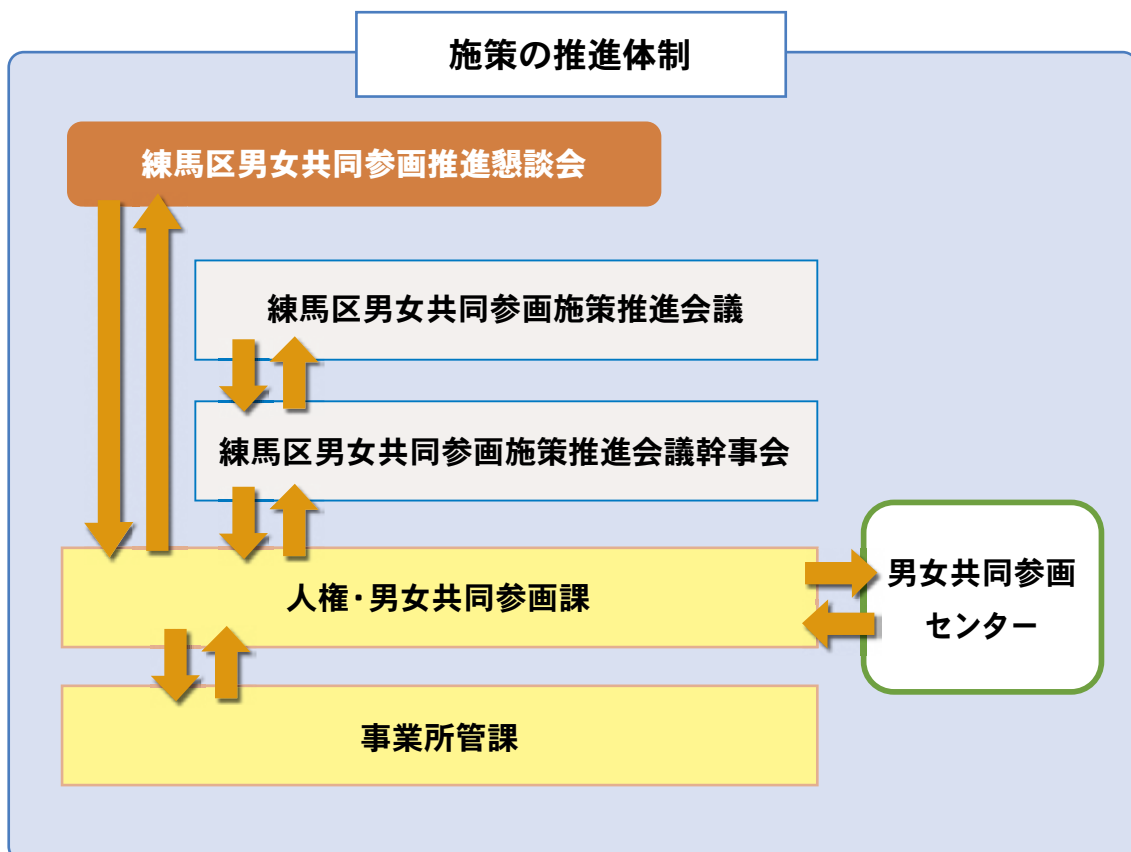


■ 施策の推進

計画を着実に推進していくために、目標ごとに指標を設け、計画期間中の達成状況を数値化します。特に積極的に推進する重点取組は、実施状況の評価を行うとともに、他の取組についても点検を行います。評価・点検の結果は、各事業の実施や見直しに反映していきます。

各施策を総合的かつ計画的に推進するため、公募区民、区内で活動する団体・事業者の代表および学識経験者で構成する「練馬区男女共同参画推進懇談会」において、計画の進捗状況を報告し、ご意見をいただきます。

庁内各部署で構成する「練馬区男女共同参画施策推進会議」において総合調整を行います。また、社会情勢の多様な変化をとらえた施策について研究を進めていきます。



1 推進に向けた連携・協働

- (1) 公募区民、区内で活動する団体・事業者の代表および学識経験者で構成する「練馬区男女共同参画推進懇談会」の意見を踏まえ、施策に活かします。
- (2) 国・東京都・他自治体と連携するとともに、大学、NPO、企業等との連携や情報交換を推進します。

2 庁内推進体制

- (1) 「練馬区男女共同参画計画」の施策を推進するため、庁内の「練馬区男女共同参画施策推進会議」により総合的な調整を行います。
- (2) 区は、職員が人権や男女共同参画を考慮しながら事業運営を行うよう、研修等により意識の向上に努めます。
女性活躍推進法の規定に基づく特定事業主である区は、区内事業者のモデルとして、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けて、「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画（特定事業主行動計画）」に取り組みます。
- (3) 男女共同参画センター
 - ① 区の男女共同参画事業推進の拠点として、情報発信機能の充実に取り組みます。また、若い世代や男性向けの講座を実施するとともに、区内で活動する団体・区民と連携した事業の充実に取り組みます。
 - ② 配偶者等暴力、性的マイノリティ等さまざまな悩みに関する相談体制と人権・男女共同参画に関する資料をそろえた図書・資料室の充実に取り組みます。

3 人権・男女共同参画に関する総合的な施策研究

- (1) 区の人権・男女共同参画に関する施策について、国・東京都・他自治体の動向を注視するとともに、区民の暮らしにおけるニーズや社会情勢の変化に対応していくため、総合的な施策について調査・研究を行い、検討を進めていきます。

■ 男女共同参画センター

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする施設です。区民公募による「えーる」という愛称で親しまれています。

昭和62年に「婦人会館」としてオープンし、平成3年に「練馬女性センター」に改称、平成22年からは「男女共同参画センター」となりました。

男女共同参画に関する事業を実施しており、子どものいる人が参加しやすいよう保育室を設置しています。さまざまな相談ができる相談室や、人権・男女共同参画に関する資料をそろえた図書・資料室、団体等の交流コーナー、会議室等があり、施設の貸出しも行っています。



会議室



図書・資料室



視聴覚室



和室



女性のための就活応援コーナー

ハローワーク池袋と連携し、求人票や就職に役立つ講座情報があります。また、タブレット端末の貸出しも行っていますので、就職に関する情報収集にご利用いただけます。

●男女共同参画センターえーるの事業

男女共同参画の理念の周知をはじめ、人材の育成と能力開発、女性の就労支援・心身の健康維持、男性への働きかけ、配偶者等からの暴力防止などの取組として、さまざまな講座やイベントを実施しています。



子育て中の就活講座



講演会「人生100歳時代」

●区民企画講座

男女平等、女性の健康、男性の家事・育児等の参加促進、仕事と育児・介護の両立などについて、区民が企画・運営する講座です。



平成30年 「もっと親子で話そう『性』と『生』の話」



平成30年 「心のバランスを整えるアートセラピー」

●男女共同参画センターえーるフェスティバル

講演会や区民サークルの発表会など、楽しみながら男女共同参画について理解を深めてもらう事業です。多くの来場者で賑わいます。



クイズラリー



ミニ講演会



手作り体験

資料

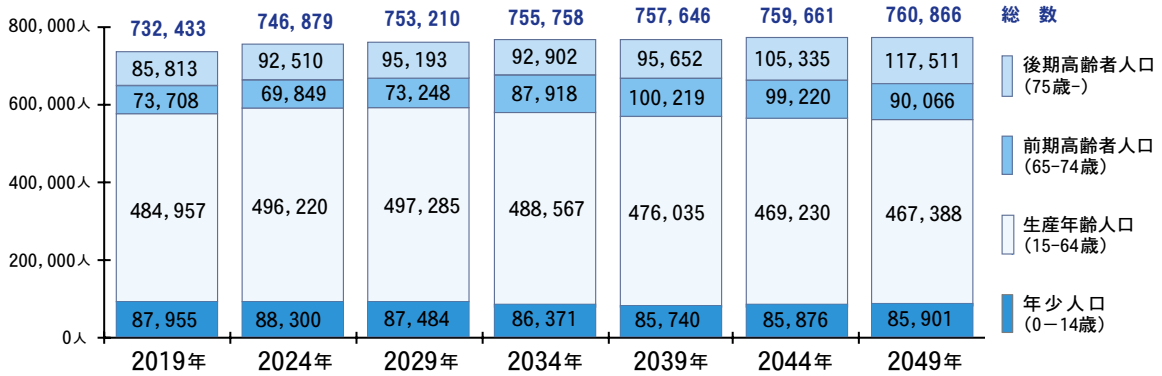


1 練馬区の現在の状況

(1) 人口動態等

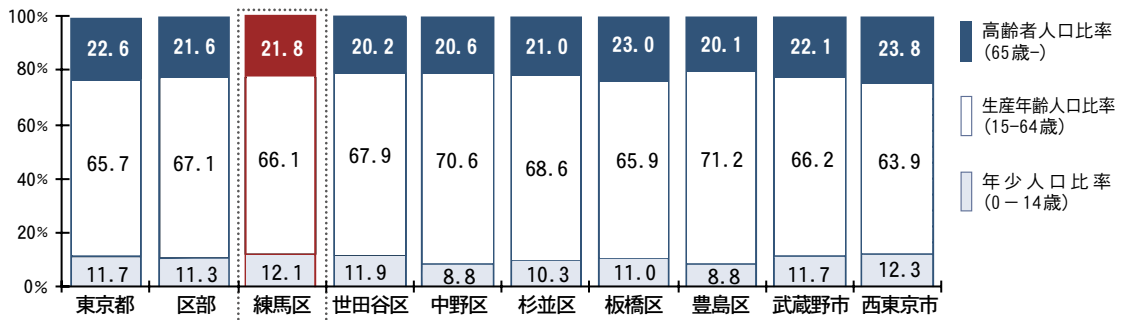
- 練馬区の総人口は、29年後の2049年には約76万1,000人に達し、その後、減少に転じる見込みである。4つの年齢区分構成比率をみると、「年少人口」「生産年齢人口」が低下し、「高齢者人口」の比率が上昇していくことが予想される。
- 年齢構成比をみると「年少人口」の比率が12.1%、また「15歳未満世帯員のいる世帯」の比率が16.5%と、周辺自治体と比べて子育て世帯の多い自治体となっている。

●練馬区の総人口の将来推計人口



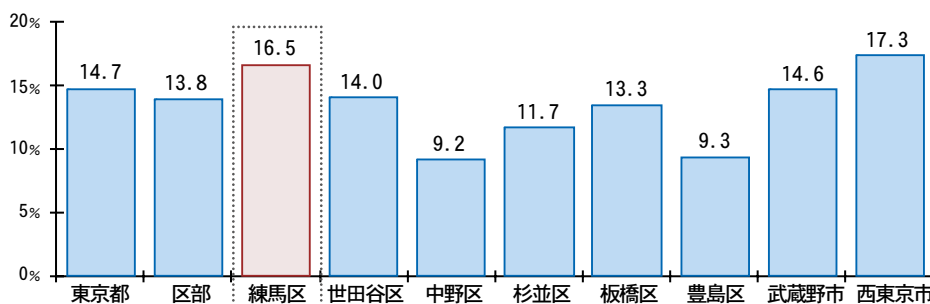
出典：企画課資料(平成31年1月推計)

●練馬区と周辺自治体の年齢三区分別比率



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成30年1月)」

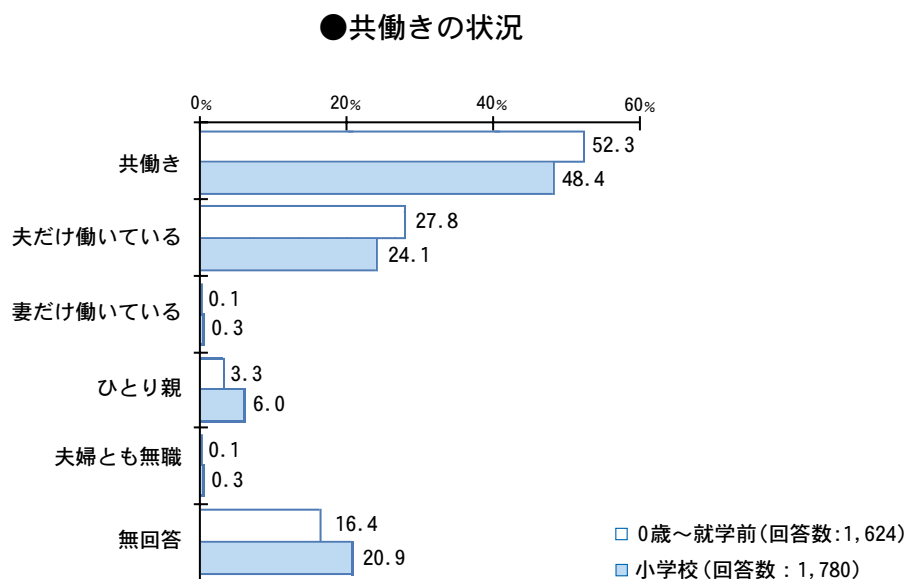
●総世帯に占める15歳未満世帯員のいる世帯の比率



出典：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 共働きに関する状況

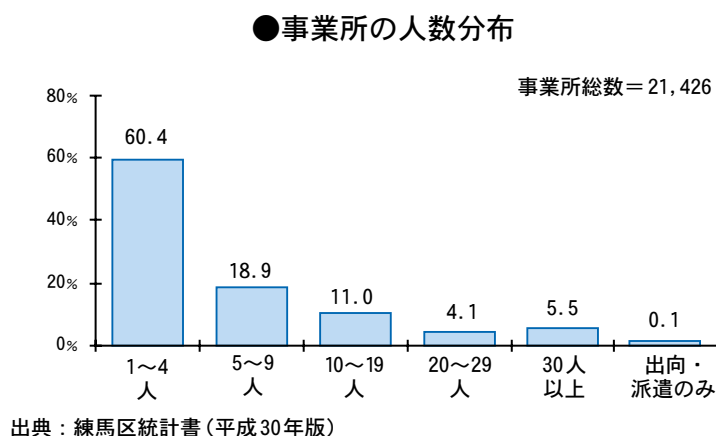
- 練馬区の子どものいる世帯の「共働き」の状況をみると、0歳～就学前の子どものいる世帯では52.3%、小学生の子どものいる世帯では48.4%と、ともに約5割が共働きの状況にある。



出典:練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査(平成31年3月)

(3) 事業所に関する状況

- 練馬区の実業所の人数分布をみると、「1～4人」60.4%、「5～9人」18.9%で、これらを合わせた約8割が9人以下の小規模事業所となっている。

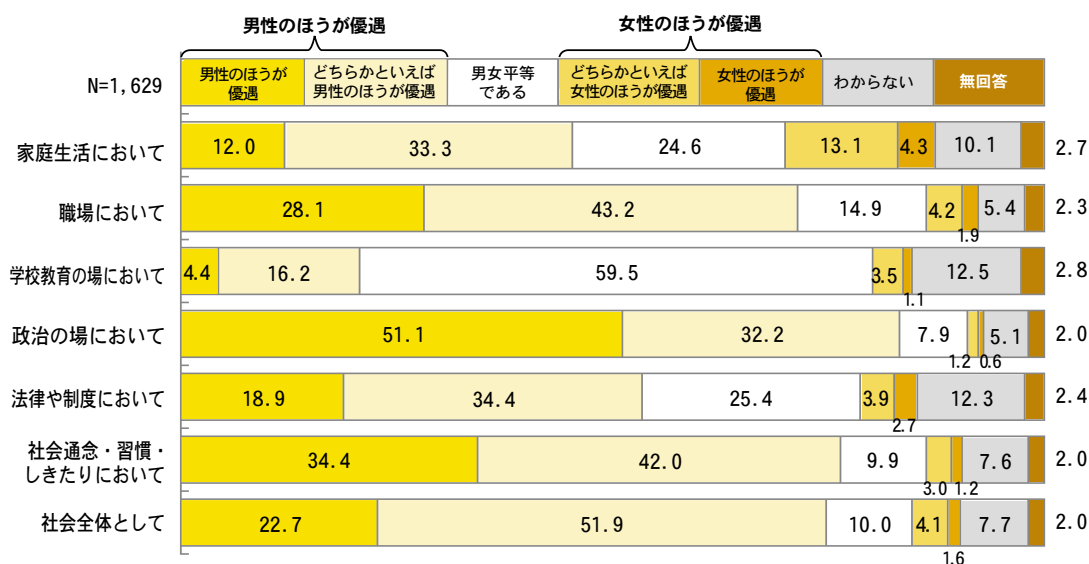


2 目標別の調査結果(抜粋)

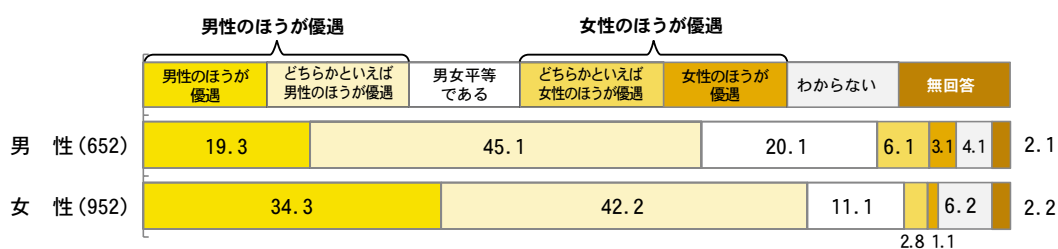
■ 目標 I に関する調査結果

- 男女平等の考えについて、「男女平等である」は“学校教育の場において”が59.5%となっている。「男性のほうが優遇」と「どちらかといえば男性のほうが優遇」を合わせた『男性のほうが優遇』は、“政治の場において”では83.3%、“社会通念・慣習・しきたりにおいて”では76.4%、“社会全体として”では74.6%、“職場において”では71.3%となっている。

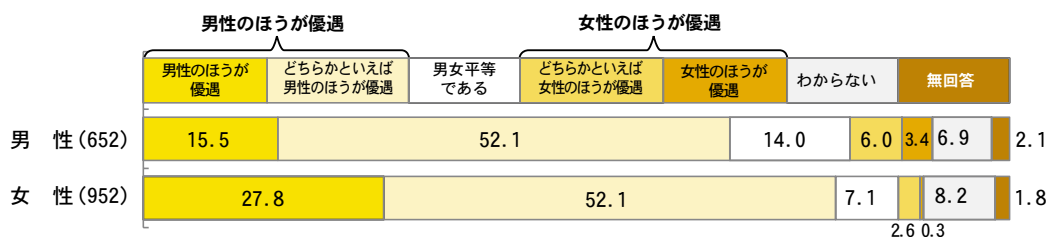
男女平等の考え



男女平等の考え／職場において／性別



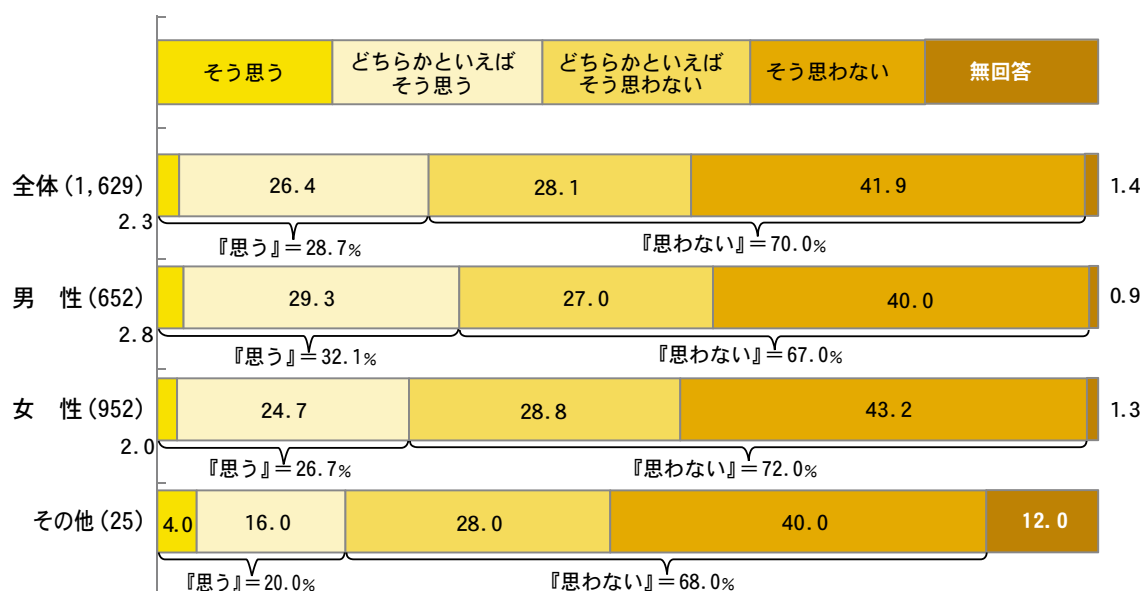
男女平等の考え／社会において／性別



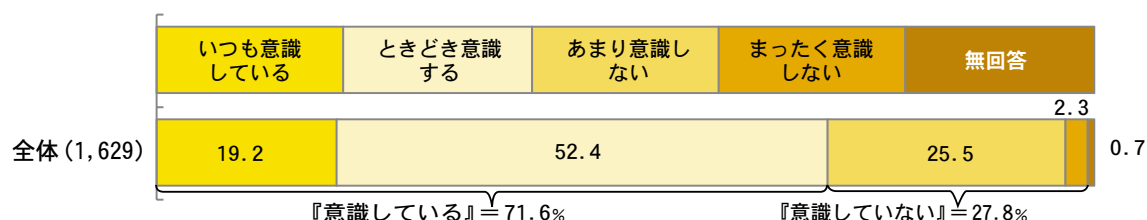
出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

- 男女の固定的役割分担（「男は仕事、女は家庭」という考え方）について、「そう
思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『思わない』は70.0%
となっている。
- 性別でみると、『思う』は男性（32.1%）が女性（26.7%）より5.4ポイント高
くなっている。
- 日ごろ人権を意識しながら生活しているかについては、「いつも意識している」
と「ときどき意識する」を合わせた『意識している』が71.6%となっている。

男女の固定的役割分担に対する考え方



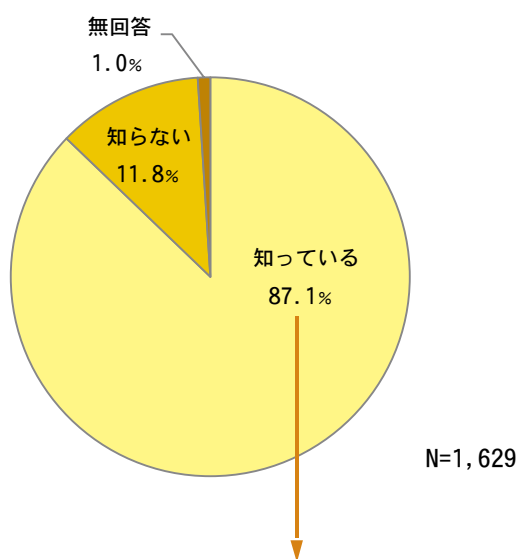
人権を意識した生活



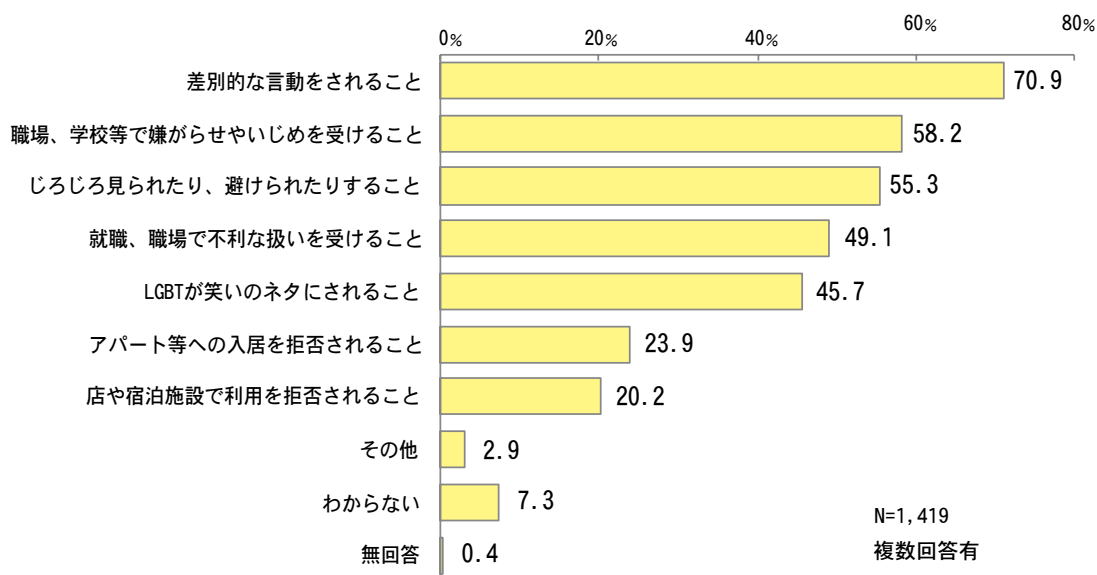
出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

- LGBT(性的マイノリティ)に対する人権問題の認知度について、「知っている」(87.1%)が9割近く、「知らない」(11.8%)がほぼ1割であった。
- 「知っている」と答えた人に、現在どのような問題があると思うかたずねたところ、「差別的な言動をされること」(70.9%)が最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(58.2%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(55.3%)、「就職、職場で不利な扱いを受けること」(49.1%)などの順となっている。

LGBT(性的マイノリティ)に対する人権問題の認知度



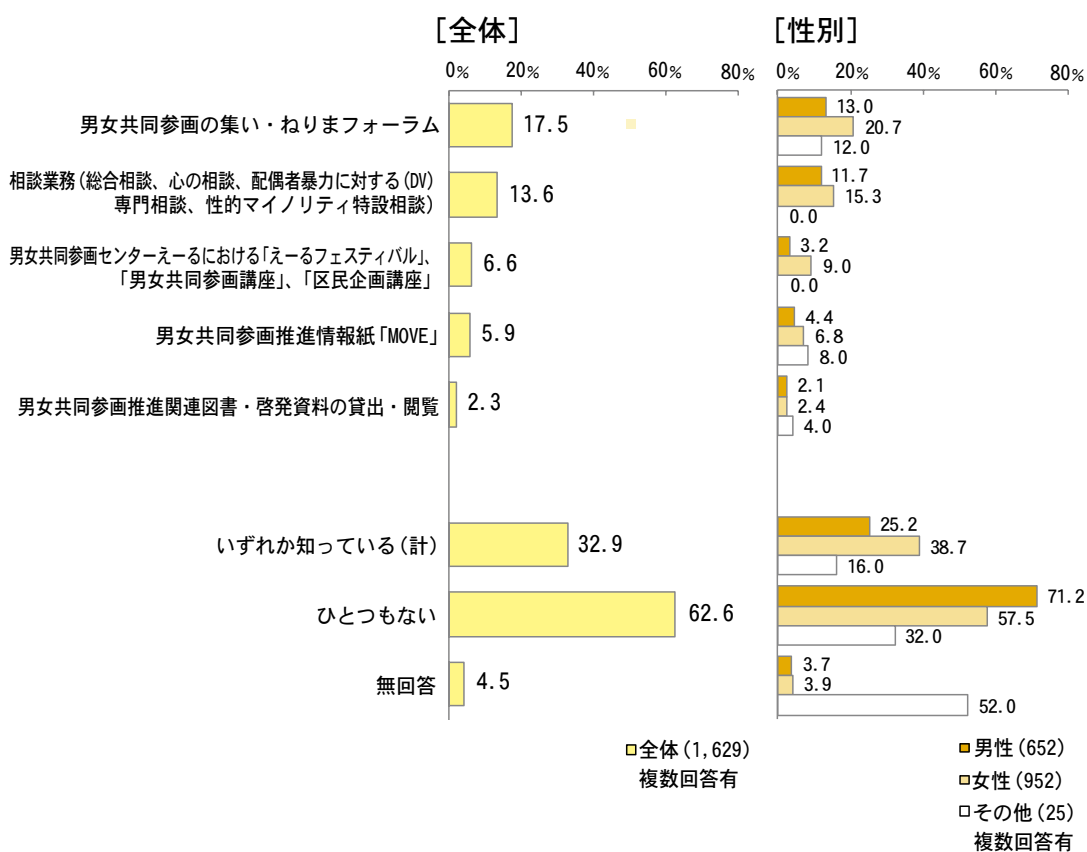
現在、どのような問題があるか



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

- 区が実施している男女共同参画に関する事業についてたずねたところ、全体では「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」(17.5%)が最も高く、次いで「相談業務(総合相談、心の相談、配偶者暴力に対する(DV)専門相談、性的マイノリティ特設相談)」(13.6%)、「男女共同参画センターえーるにおける『えーるフェスティバル』、『男女共同参画講座』、『区民企画講座』」(6.6%)などの順となっている。
- 『いずれか知っている』(32.9%)は3割を超えており、「ひとつもない」(62.6%)は6割を超えている。

区の男女共同参画事業の認知度

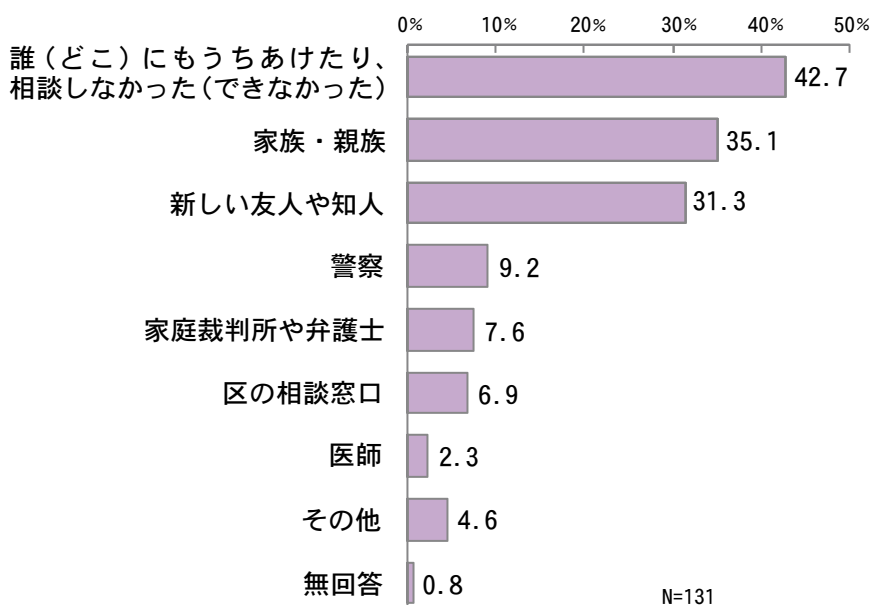
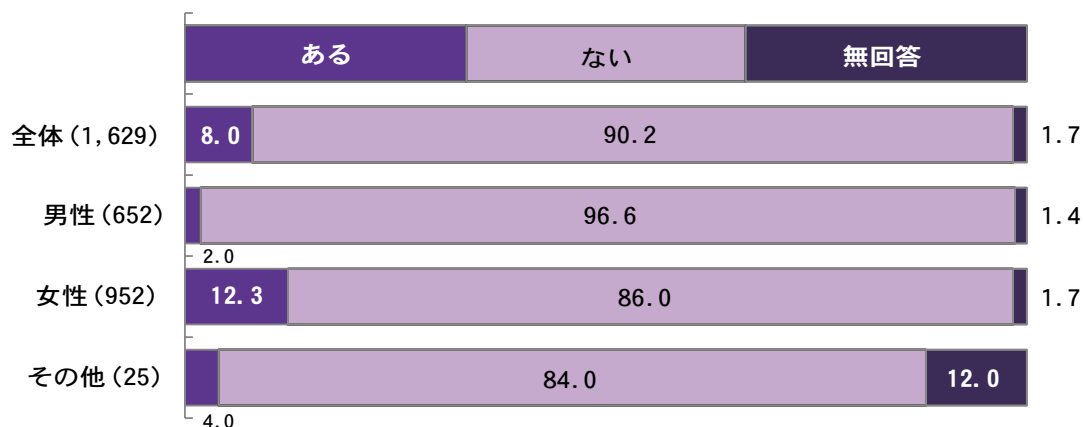


出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

■ 目標Ⅱ に関する調査結果

- これまでに配偶者暴力の被害にあったことがあるかについてたずねたところ、全体では「ある」が8.0%、「ない」が90.2%となっている。
- 配偶者暴力の被害にあったことが「ある」と答えた人に、暴力を受けた際の相談先をたずねたところ、全体では「誰（どこ）にもうちあけたり、相談しなかった（できなかった）」（42.7%）が最も高く、次いで「家族・親族」（35.1%）、「親しい友人や知人」（31.3%）、「警察」（9.2%）、「家庭裁判所や弁護士」（7.6%）、「区の相談窓口」（6.9%）、「医師」（2.3%）の順となっている。

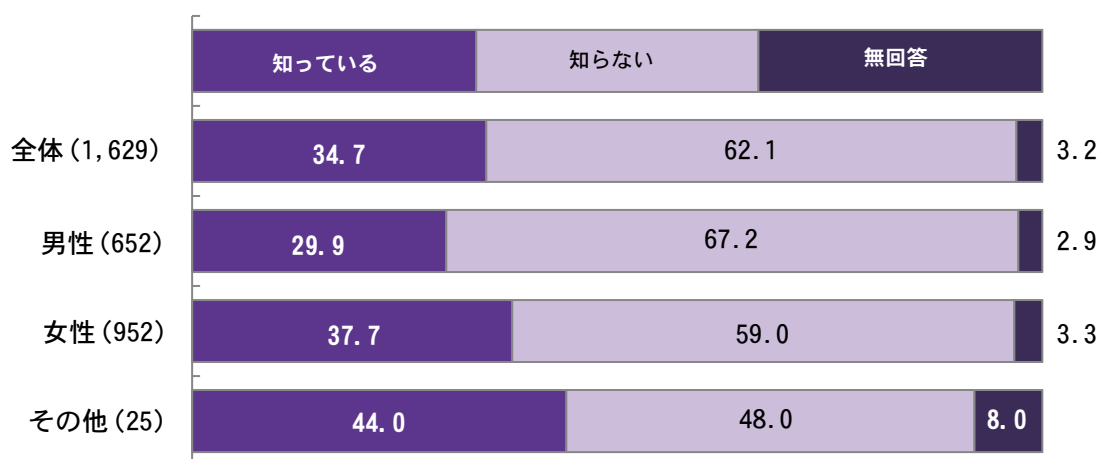
配偶者暴力被害経験の有無と受けた際の相談先



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

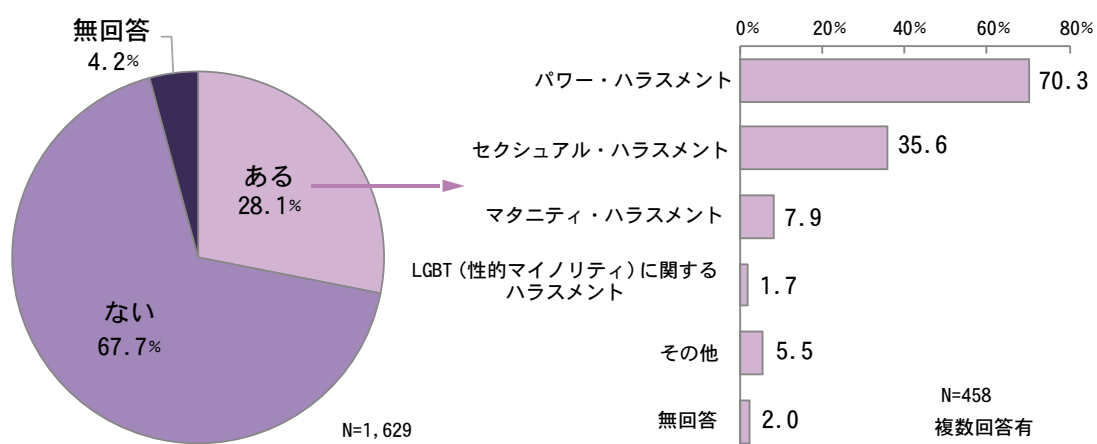
- 配偶者暴力被害の相談窓口を知っているかについてたずねたところ、全体では「知っている」が34.7%、「知らない」が62.1%であり、「知らない」が6割を超えている。
- 性別にみると、「知っている」は女性(37.7%)が男性(29.9%)より7.8ポイント高くなっている。

配偶者暴力被害相談窓口の認知度



- 職場でのハラスメントについて、受けたことが「ない」は67.7%、「ある」は28.1%となっており、受けたハラスメントは「パワー・ハラスメント」が70.3%、「セクシュアル・ハラスメント」が35.6%などとなっている。

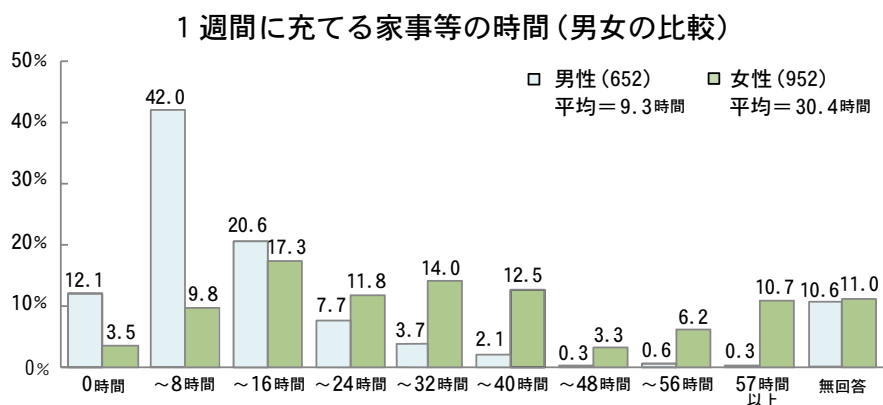
ハラスメント経験の有無、受けたハラスメントの種類



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

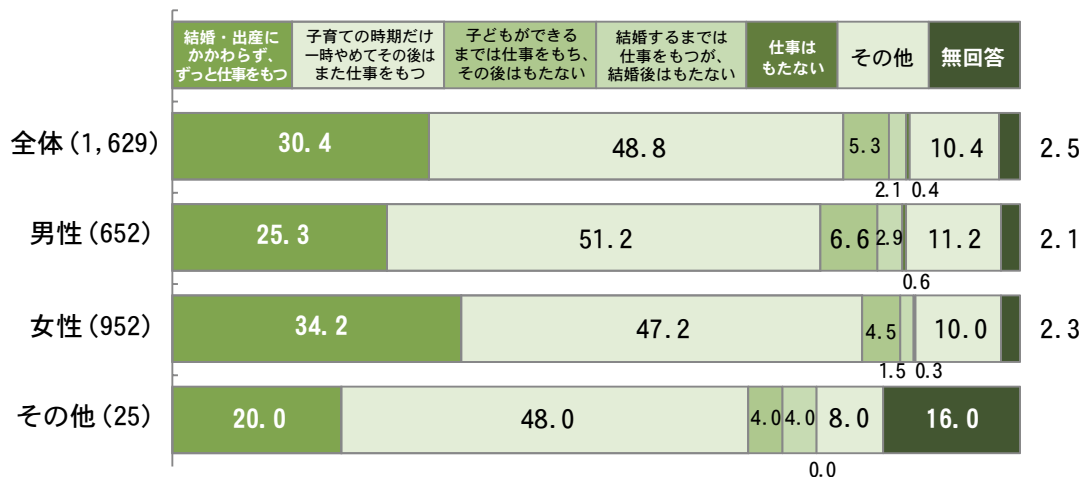
■ 目標Ⅲ に関する調査結果

- 1週間に充てる家事等の時間について、性別にみると、男性の平均時間は9.3時間に対し、女性の平均時間は30.4時間となっており、男性は女性より家事に充てる時間が21.1時間少なくなっている。



- 女性の仕事との望ましい関わり方についてたずねたところ、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ」(48.8%)が5割近くと最も高く、次いで「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ」(30.4%)がほぼ3割となっている。
- 性別にみると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ」は男性(25.3%)が2割半ば、女性(34.2%)が3割半ばとなっている。「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ」は男性(51.2%)がほぼ5割、女性(47.2%)が5割近くとなっている。

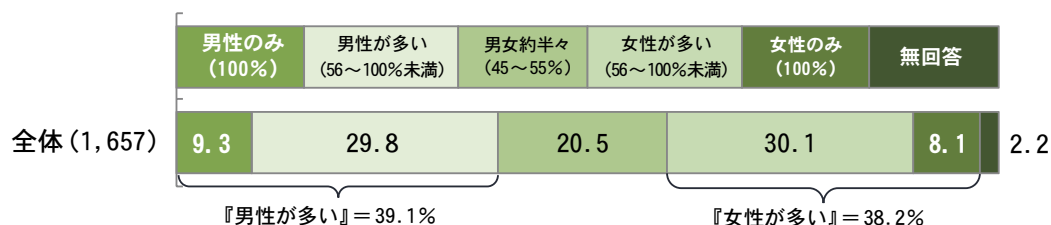
女性と仕事の関わり方



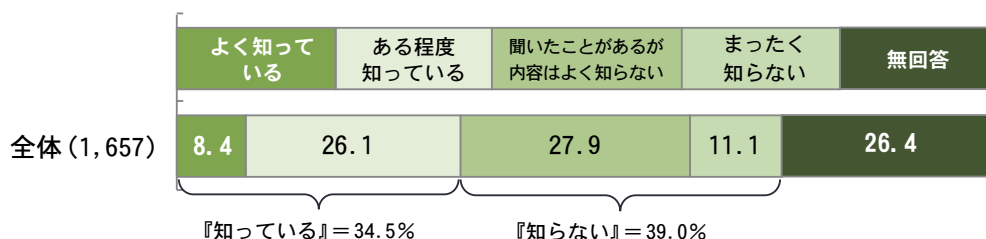
出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

- 事業所の従業員の構成比率は、「男性のみ」の事業所は9.3%、「男性が多い」事業所は29.8%、「男女約半々」の事業所は20.5%、「女性が多い」事業所は30.1%、「女性のみ」の事業所は8.1%となっている。
- ワーク・ライフ・バランスの意味についてたずねたところ、全体では「よく知っている」(8.4%)と「ある程度知っている」(26.1%)を合わせた『知っている』(34.5%)は3割半ばとなっている。「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」(27.9%)と「まったく知らない」(11.1%)を合わせた『知らない』(39.0%)はほぼ4割となっている。
- 女性の採用を拡大するための取組についてたずねたところ、「実施している」(21.0%)がほぼ2割、「実施していない」(39.6%)がほぼ4割となっている。
- 女性の積極的配置・登用の取組の有無についてたずねたところ、「実施している」(21.1%)がほぼ2割、「実施していない」(33.7%)が3割を超え、「実施していないが検討中である」(9.8%)が1割近くとなっている。

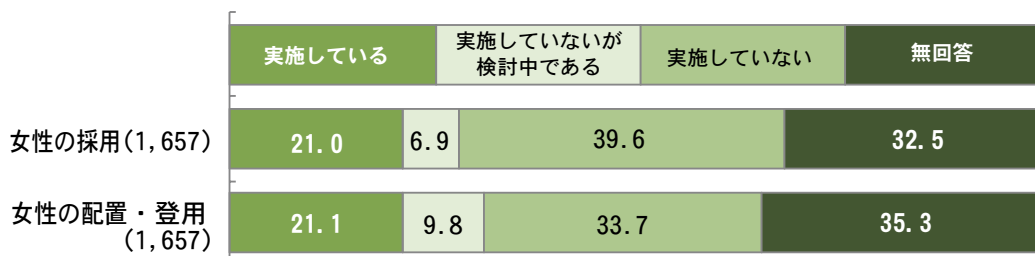
従業員の構成比率



ワーク・ライフ・バランスの認知度



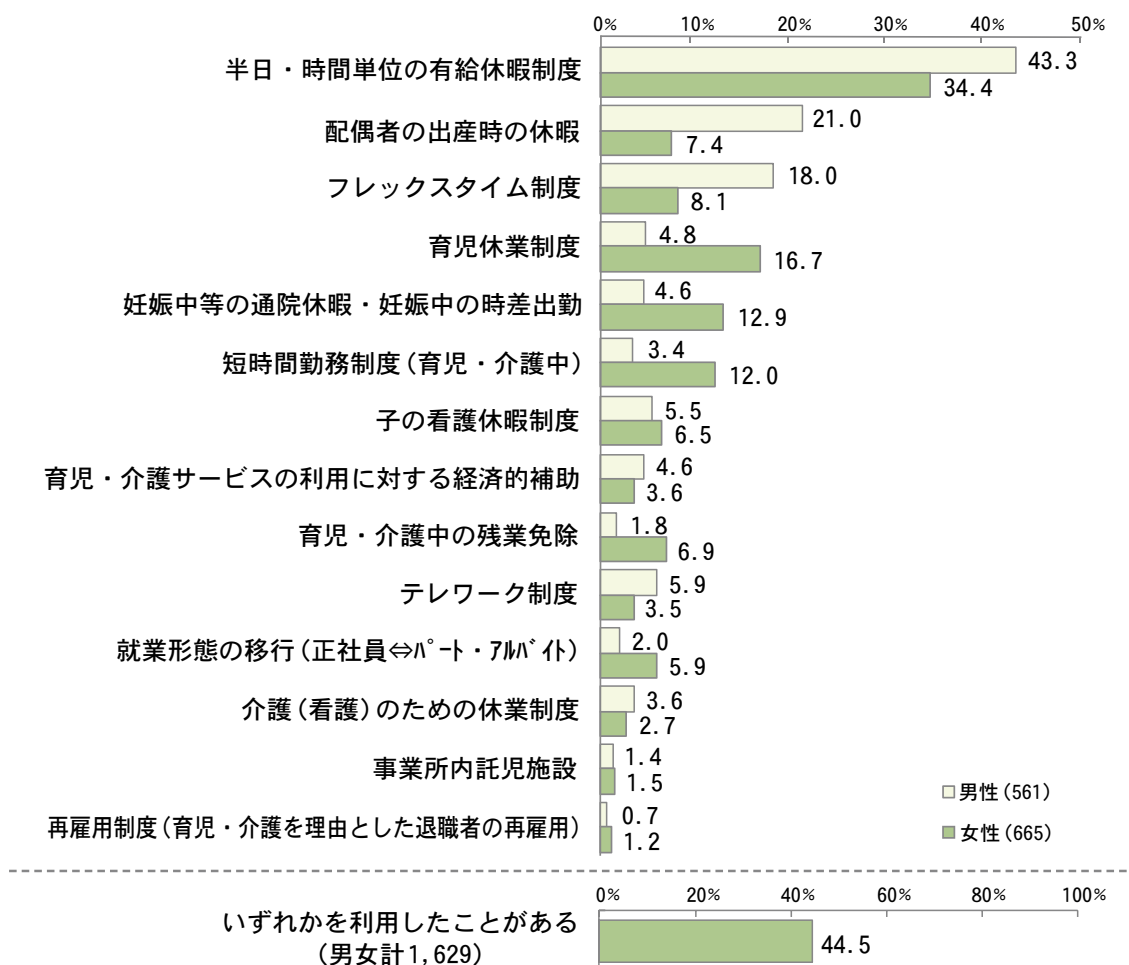
女性の採用、女性の配置・登用



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「事業所調査」

- 仕事をしている男性の育児・介護支援制度の利用についてみると、「半日・時間単位の有給休暇制度」(43.3%)が最も高く4割を超えている。次いで、「配偶者の出産時の休暇」(21.0%)、「フレックスタイム制度」(18.0%)などの順となっている。
- 仕事をしている女性の育児・介護支援制度の利用についてみると、「半日・時間単位の有給休暇制度」(34.4%)が最も高く3割半ばとなっている。次いで「育児休業制度」(16.7%)、「妊娠中等の通院休暇・妊娠中の時差出勤」(12.9%)、「短時間勤務制度(育児・介護中)」(12.0%)などの順となっている。
- 「いずれかを利用したことがある」割合は、現在は仕事をしていない人も含め、全体でみると44.5%となっている。

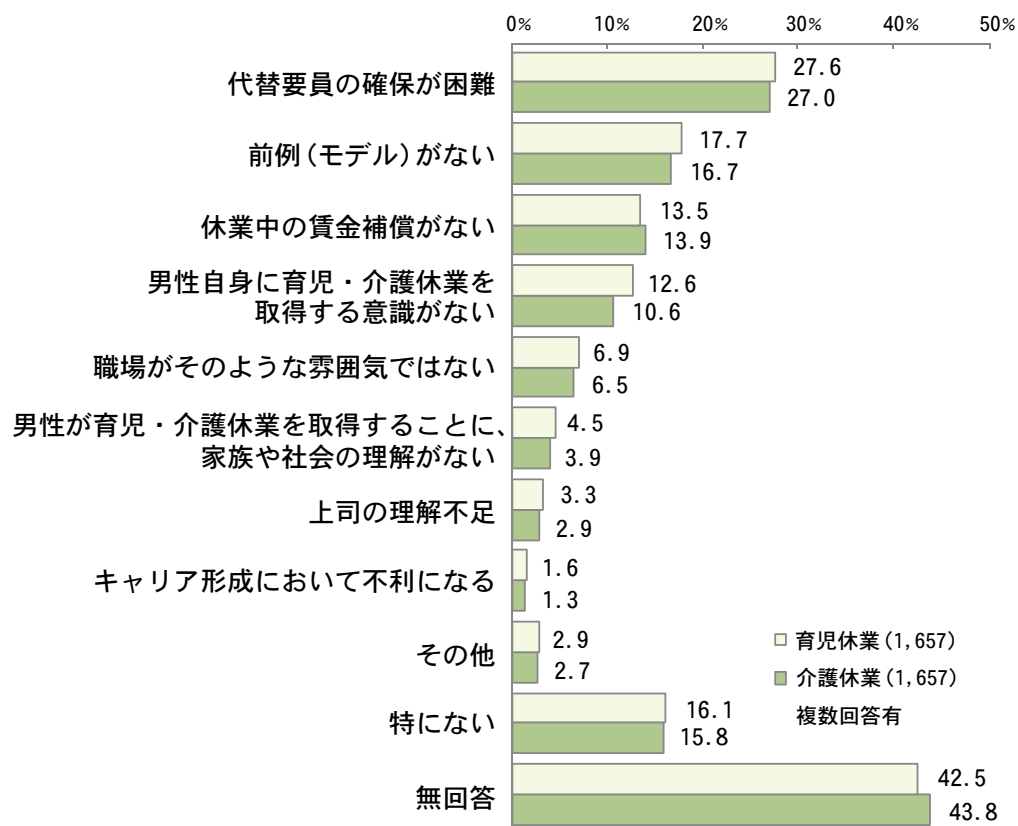
職場の育児・介護支援制度を「利用したことがある」割合



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

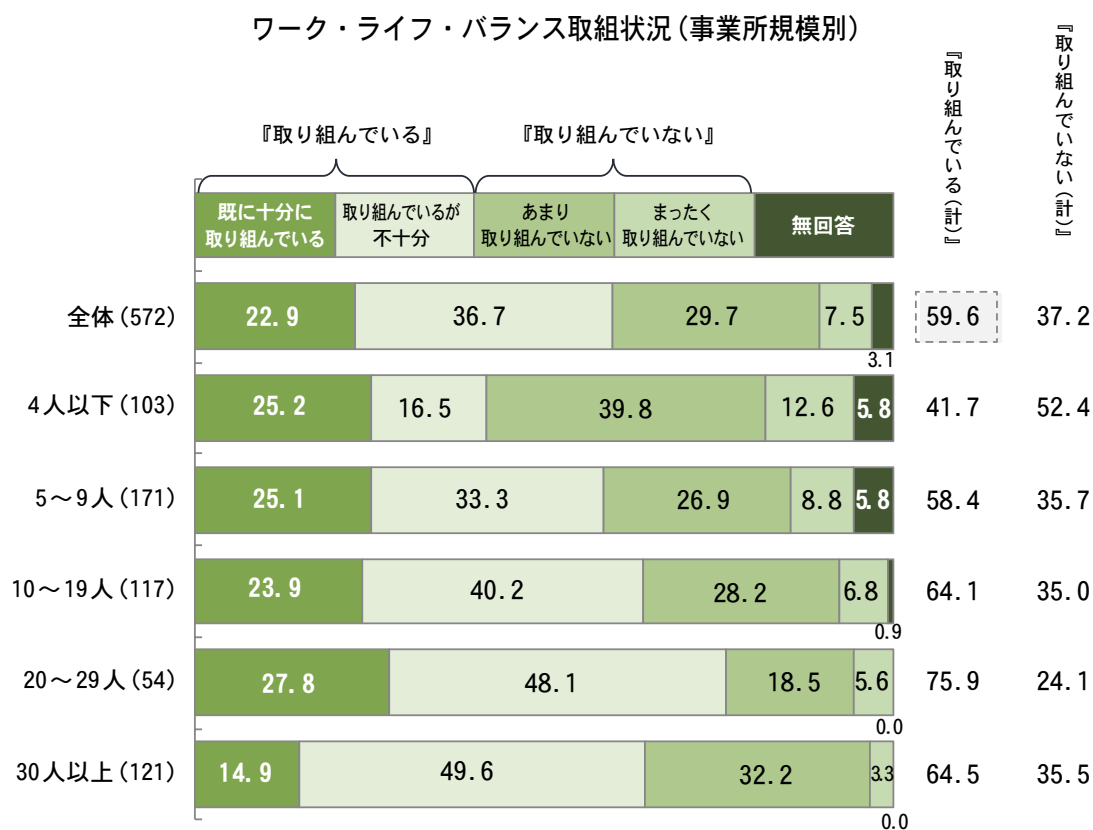
- 男性が育児休業・介護休業を取得するにあたっての課題は、「代替要員の確保が困難」が最も高く、育児休業・介護休業ともに3割近くとなっている。次いで、「前例(モデル)がない」が育児休業・介護休業ともに課題となっている。

男性の育児休業・介護休業取得の課題



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「事業所調査」

- ワーク・ライフ・バランスへの取組の現状についてたずねたところ、全体では「既に十分に取組んでいる」(22.9%)と「取組んでいるが不十分」(36.7%)を合わせた『取組んでいる(計)』(59.6%)は、ほぼ6割となっている。「あまり取組んでいない」(29.7%)と「まったく取組んでいない」(7.5%)を合わせた『取組んでいない(計)』(37.2%)は、4割近くとなっている。
- 事業所規模別にみると、『取組んでいる(計)』は20~29人(75.9%)が最も高く、7割半ばとなっている。

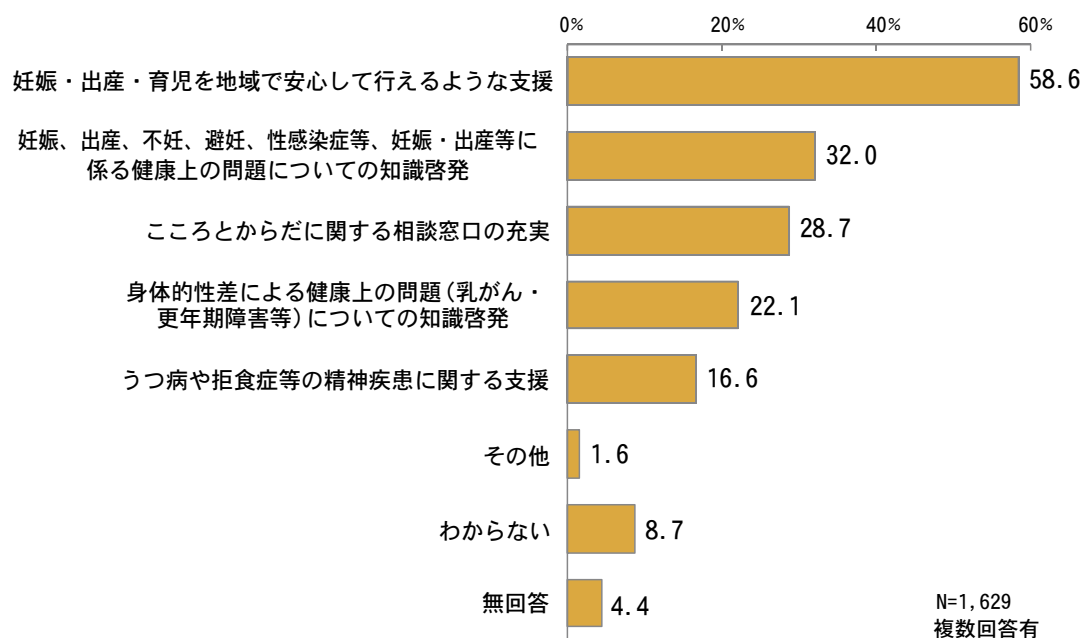


出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「事業所調査」

■ 目標Ⅳ に関する調査結果

- リプロダクティブ・ヘルス&ライツを守るために、区にどんな施策が必要かたずねたところ、「妊娠・出産・育児を地域で安心して行えるような支援」(58.6%)が最も高く6割近くとなっている。次いで「妊娠、出産、不妊、避妊、性感染症等、妊娠・出産等に係る健康上の問題についての知識啓発」(32.0%)、「こころとからだに関する相談窓口の充実」(28.7%)などの順となっている。

リプロダクティブ・ヘルス&ライツのために区が取り組むべき施策



出典：平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査「区民調査」

「平成30年度人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」

調査時期：平成30年8月6日～9月7日

調査対象：【区民】 5,000件(18～70歳)

【事業所】 7,000件(従業員2人以上の区内事業所)

有効回収数：【区民】 1,629件

【事業所】 1,657件

3 男女共同参画に関する行政関係年表

年次	国連・国・東京都	練馬区
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年【国連】 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区婦人福祉資金貸付条例」制定
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年(～1985年)【国連】 	
1977年 (昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」発表【国】 東京都婦人相談センター発足【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児緊急一時保育開始
1978年 (昭和53年)	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定【都】 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択【国連】 東京都婦人情報センター発足【都】 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区婦人問題連絡協議会」設置
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(156号)」及び「同勧告(165号)」採択【国連】 「国内行動計画後期重点目標」決定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 「区民活動課婦人問題担当主査」設置 「婦人の生活実態と意識調査」実施
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区婦人問題懇談会」設置 練馬区婦人ニュース創刊(以降年2回発行)
1983年 (昭和58年)	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定【都】 	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> 練馬区婦人問題懇談会提言「婦人行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について」 「練馬区婦人関係施策推進会議」設置(「練馬区婦人問題連絡協議会」廃止)
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択【国連】 「男女雇用機会均等法」成立【国】 「女子差別撤廃条約」批准【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区婦人行動計画」策定 練馬区婦人問題懇談会提言「(仮称)練馬区立婦人会館の建設・管理運営について」
1986年 (昭和61年)		
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区立婦人会館」開館 「女性手帳」発行開始
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人会館運営委員会」設置 「中高年女性の生活実態と意識に関する調査」実施
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する条約」採択【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題意識調査」、「働く女性に関する調査」実施
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区婦人問題懇談会提言「第2次婦人行動計画についての基本的な考え方と施策の方向について」 女性を表す呼称「婦人」を「女性」に改称、それにより会議等の名称を「女性」に変更

年次	国連・国・東京都	練馬区
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業等に関する法律」成立【国】 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定【国】 「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区女性行動計画(改定)」策定 「婦人会館」を「女性センター」に改称 「'91女性フォーラム」開催(以降毎年開催)
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 区民意識意向調査「女性の生活実態と意識意向」実施
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択【国連】 中学校家庭科の男女共修実施【国】 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置【国】 「男女共同参画推進本部」発足【国】 高校家庭科の男女共修実施【国】 「児童の権利に関する条約」批准【国】 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択【国連】 「育児・介護休業法」成立【国】 ILO156号(家族的責任条約)批准【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題懇談会提言「練馬区第3次女性行動計画についての基本的な考え方と施策の方向について」
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申【国】 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区第3次女性行動計画」策定 区民意識意向調査「女性の現状と男女平等意識意向」実施 練馬女性センター開館10周年記念誌の発行、記念講演会の実施 「女性ニュース」の名称を「MOVE」に変更
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正【国】 	
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「ねりまフォーラム」を公募区民による実行委員会により開催(以降毎年) 児童手当支給事業開始
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」成立【国】 「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択【国連】 「新エンゼルプラン」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもショートステイ事業開始
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議(北京+5)」開催【国連】 「男女共同参画基本計画」策定【国】 「東京都男女平等参画基本条例」制定【都】 「児童虐待防止法」公布【国】 「ストーカー規制法」公布【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区女性問題懇談会提言「練馬区男女共同参画計画(仮称)策定に向けて」 「練馬区女性関係施策推進会議」を「練馬区男女共同参画施策推進会議」に名称変更 区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態」実施 育児支えあい事業開始
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府男女共同参画局設置【国】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する練馬区職員の意識調査」実施 「練馬区男女共同参画計画」策定
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> 「少子化対策プラスワン」決定【国】 男女共同参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区女性問題懇談会」を「練馬区男女共同参画推進懇談会」に名称変更 「練馬区女性の労働実態調査」実施
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」成立【国】 「少子化社会対策基本法」成立【国】 	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 「育児・介護休業法」改正【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 区民意識意向調査「男女共同参画社会」実施
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「北京+10」開催【国連】 「男女共同参画基本計画(第2次)」を閣議決定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区男女共同参画推進懇談会提言「練馬区男女共同参画計画改定に向けて」

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申【都】 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬女性センター開館20周年 「第2次練馬区男女共同参画計画」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定【国】 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 練馬女性センターの愛称を「えーる」と定め、施設の名称と併せて使用開始
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正【国】 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」策定 区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態について」実施 「練馬区女性の労働実態調査」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)【国連】 「第3次男女共同参画基本計画」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区男女共同参画推進懇談会提言「第2次練馬区男女共同参画計画改定に向けて」 「練馬女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women正式発足【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次練馬区男女共同参画計画」策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択【国連】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態について」実施
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク)【国連】 UN Women日本事務局開設【国連】 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択【国連】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立【国】 「第4次男女共同参画基本計画」策定【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区男女共同参画推進懇談会提言「第4次練馬区男女共同参画計画策定に向けての提言」 「男女共同参画に関する意識と労働実態調査」実施 幼保一元化施設「練馬こども園」
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第4次練馬区男女共同参画計画」策定(「第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む)
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティ相談窓口開始
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行【国】 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定【都】 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」実施
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正【国】 「労働施策総合推進法」改正【国】 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区男女共同参画推進懇談会提言「第5次練馬区男女共同参画計画策定に向けての提言」
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第5次練馬区男女共同参画計画」策定(「第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む)

4 策定の経過

(1) 練馬区男女共同参画推進懇談会

回	年月日	主な内容
第1回	平成30年4月23日	男女共同参画研修
第2回	平成30年7月23日	第5次練馬区男女共同参画計画策定について (区からの依頼事項)
第3回	平成30年11月5日	「第5次練馬区男女共同参画計画」策定に向けての提言(案) について
第4回	平成31年3月12日	「第5次練馬区男女共同参画計画」策定に向けての提言(案) について
第5回	令和元年5月31日	第5次練馬区男女共同参画計画策定について (審議スケジュール)
第6回	令和元年9月13日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案たたき台)について
第7回	令和元年11月15日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案)について
第8回	令和2年1月20日	第5次練馬区男女共同参画計画(案)について

(2) 練馬区男女共同参画施策推進会議・幹事会(庁内組織)

回	年月日	主な内容
第1回幹事会	令和元年5月13日	第5次練馬区男女共同参画計画策定について
第1回推進会議	令和元年5月22日	第5次練馬区男女共同参画計画策定について
第2回幹事会	令和元年7月23日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案たたき台)について
第2回推進会議	令和元年7月30日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案たたき台)について
第3回幹事会	令和元年10月23日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案)について
第3回推進会議	令和元年10月28日	第5次練馬区男女共同参画計画(素案)について
第4回推進会議 幹事会	令和2年1月31日	第5次練馬区男女共同参画計画(案)について

(3) 区民意見の募集

実施期間	意見件数
令和元年12月11日から令和2年1月17日まで	17人・1団体 74件

(4) 第19期練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿

委員名	所属団体等
◎ 松井隆志	武蔵大学社会学部准教授
○ 井上恵美子	フェリス女学院大学文学部教授
岩脇千裕	(独)労働政策研究・研修機構主任研究員
大橋弘枝	特定社会保険労務士
川人英子	新日本婦人の会練馬支部
佐藤敦子	I女性会議練馬支部
小林明美	練馬女性問題協議会
小林澄子	練馬区民生・児童委員協議会
藤多和子	練馬21世紀女性問題協議会
木谷八士	練馬区町会連合会
楠井道雄	練馬区労働組合協議会
持田貴之	練馬区ひとり親福祉連合会
石塚康夫	(一社)練馬産業連合会
丸田勝弘	公募委員
吉田壯二	公募委員
河原啓子	公募委員
佐藤良雄	公募委員
西裕子	公募委員
濱田博幸	公募委員
山内浩美	公募委員
鷲尾聡子	公募委員
岩本浪砂	東京都労働相談情報センター池袋事務所長
堀和夫 (令和元年6月まで) 木村勝巳 (令和元年7月以降)	練馬区教育委員会事務局教育振興部長
小西将雄 (令和元年6月まで) 堀和夫 (令和元年7月以降)	練馬区総務部長

◎ 会長、○ 副会長

(5) 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年2月16日

練区活発第946号

(設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 懇談会は、区の区域内(以下「区内」という。)において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、次条第2号に掲げる事項を協議するときは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第23条第1項に基づく協議会として位置付ける。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 区内における女性活躍推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員25人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 10人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度
- (4) 国および地方公共団体の機関の職員 3人程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 懇談会が必要と認めたときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

(意見聴取)

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月28日練区活発第1509号)

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日に委嘱する委員の任期は昭和63年7月1日から施行する。

付 則(昭和63年5月20日練区活発第90号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則(平成2年9月14日練区活発第389号)

1 この要綱は、平成2年9月14日から施行する。

2 この要綱施行後に委嘱する委員の任期は、平成4年6月30日までとする。

付 則(平成3年7月1日練区女発第12号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則(平成4年4月1日練生女発第5号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則(平成8年1月10日練生女発第68号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年12月19日練生女発第39号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年5月25日練生女発第6号)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成14年3月25日練総女発第73号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成29年11月29日29練総人発第630号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 関係法令等(抜粋)

(1) 日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱

いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基

本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 児童の権利に関する条約

1989年国連総会採択

日本は1994年(平成6年)批准

この条約の締結国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

(差別の禁止)

第2条

- 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(意見表明権)

第12条

- 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(思想・良心・宗教の自由)

第14条

- 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める

制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

(プライバシー・通信・名誉の保護)

第 16 条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

(親による虐待・放任・搾取からの保護)

第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

(障害児の権利)

第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込に応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための

準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。



第5次練馬区男女共同参画計画

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

令和2年（2020年）3月

練馬区総務部人権・男女共同参画課

練馬区豊玉北6-12-1

電話：03-3993-1111（代表） FAX：03-3993-6512

練馬区ホームページ：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

